

1963年9月28日(第6日目)

1. 開議並に散会時談(午前10時45分 ~ 午後4時53分)

2. 応招議員は次の通りである.

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 稔太郎	2番	比 嘉 定 亮	3番	天 久 盛 雄
4番	安次富 盛 信	5番	石 川 真 大	6番	仲 村 春 泉
7番	稻 嶺 正 康	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 祐
10番	又 吉 正 弘	~	~ ~ ~ ~	12番	大 川 昇
13番	伊 佐 真 待	14番	仲 村 喜 永	15番	官 城 盛 昌
16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助
19番	武 島 行 男	20番	仲 村 盛 光	21番	古 沢 蔵 清 次郎

3. 不応招議員は次の通りである.

11番 石 川 繁

4. 出席議員は次の通りである.

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天 久 稔太郎	2番	比 嘉 定 亮	3番	天 久 盛 雄
4番	安次富 盛 信	5番	石 川 真 大	6番	仲 村 春 泉
7番	稻 嶺 正 康	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 祐
10番	又 吉 正 弘	~	~ ~ ~ ~	12番	大 川 昇
13番	伊 佐 真 待	14番	仲 村 喜 永	15番	官 城 盛 昌
16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助
19番	武 島 行 男	20番	仲 村 盛 光	21番	古 沢 蔵 清 次郎

5. 欠席議員は次の通りである.

11番 石 川 繁

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである.

市長 仲 村 春 泉 助 役 奥 屋 真 徳 総務課長 松 川 正 毅

1963年9月28日(第6日目)

1、開会式に散会時刻(午前10時45分 ~ 午後4時53分)

2、出席者は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 西太郎	2番	比 田 定 亮	3番	天 久 登 雄	4番	安 村 春 彦
4番	安 村 信 彦	5番	石 川 真 大	6番	伊 村 里 安	7番	安 村 里 安
7番	柳 敏 正 敏	8番	石 田 英 正	9番	安 村 里 安	10番	又 吉 正 敏
10番	又 吉 正 敏	~	~ ~ ~ ~ ~	12番	大 川 敏 彦	13番	伊 佐 真 博
13番	伊 佐 真 博	14番	仲 村 喜 永	15番	大 川 敏 彦	16番	宮 里 敏 行
16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 真 博	18番	中 屋 幸 助	19番	式 島 行 男
19番	式 島 行 男	20番	伊 佐 真 博	21番	古 川 敏 彦		

3、不慮相席長は次の通りである。

11番 石 川 繁

4、出席者は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 西太郎	2番	比 田 定 亮	3番	天 久 登 雄	4番	安 村 春 彦
4番	安 村 信 彦	5番	石 川 真 大	6番	伊 村 里 安	7番	安 村 里 安
7番	柳 敏 正 敏	8番	石 田 英 正	9番	安 村 里 安	10番	又 吉 正 敏
10番	又 吉 正 敏	~	~ ~ ~ ~ ~	12番	大 川 敏 彦	13番	伊 佐 真 博
13番	伊 佐 真 博	14番	仲 村 喜 永	15番	大 川 敏 彦	16番	宮 里 敏 行
16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 真 博	18番	中 屋 幸 助	19番	式 島 行 男
19番	式 島 行 男	20番	伊 佐 真 博	21番	古 川 敏 彦		

5、欠席者は次の通りである。

11番 石 川 繁

6、市町村自治法第61条の規定により、選挙権のため出席したものは次の通りである。

市長 仲 村 春 彦 助 長 柳 敏 正 副 議長 松 川 正 彦

建設課長 島袋 昌兼 民生課長 当山 全壽 水道課長 田吉 真義  
 住民課長 伊村 泰信 経済課長 沢し 安一 救済課長 奥野 将俊  
 消防団長 下城 仁幸

7. 議会事務局出席者  
 局長 宮坂 光雄 書記 照屋 毅 島袋 真白 知念 喜光

8. 議事日程は次の通りである、

日程第1. 議案第33号 公有水面埋立に対する意見答申について、

日程第2. 決議案第7号 交通安全都市宣言促進方決議について、

日程第3. 一 般 質 問

農林部長 島袋 昌雄 民生部長 当山 全洋 水道部長 田村 真毅  
正市民部長 柳村 容信 経済部長 沢し 安一 建設部長 梁 邦俊  
市議会議員 下代 仁幸  
市長 宮本 光雄 書記 島袋 真白 知念 善光  
以上の日程は次の通りである。

日程第1. 議案第33号 公有水面埋立に対する意見答申について、

日程第2. 決議案第7号 交通安全都市宣言促進方決議について、

日程第3. 一 般 質 問

議長～出席17名であります。上つて市町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しますので、只今より第6日目の会議を開きます。(午前10時45分)

議長～日程追加を願います。決議案第7号交通安全都市宣言促進方決議について、一般質問を日程第10に願います。

議長～4番、3番議員の出席を報告致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時48分)

議長～再開致します。(午前11時27分)

議長～1番議員の出席を報告致します。

議長～日程第1、議案第33号公有水面埋立に附する意見答申についてを議題と致します。本案は質疑の段階において委員会付託にしたいと思ひます。委員会は雇工労務委員会に付託し、尚審査の方法は閉会中も審査してもらふように、それと時期は次の臨時議会10日頃になると思ひますが、10日までに案件の審査をすると云ふことに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので、本案は質疑の段階において、雇工委員会に付託することに決定致します。尚審査の方法は閉会中も審査し、次の臨時会までに報告するようお願い致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時29分)

議長～再開致します。(午前11時32分)

議長～日程第2、決議案第7号交通安全都市宣言促進方決議についてを議題といたします。事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

4番～現在においては単なる関係当局や或は関係団体のみが盛んにこの問題について検討し、そしてこの問題を進めておりましたが、しかしながら一向にえる傾向じやなくて、かえつて増強しているような現状であります。そういう時期にあつて本市においても本市の状況からして、これからますます云つたような傾向にあるんじゃないかと云う事

議長～出席17名であります。よつて市町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しますので、只今より第6回目の会議を開きます。  
(午前10時45分)

議長～日程追加をお願いします。決議案第7号交通安全都市宣言促進方決議について。一般質問を日程第10に願います。

議長～4番、3番議員の出席を報告致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時48分)

議長～再開致します。(午前11時27分)

議長～1番議員の出席を報告致します。

議長～日程第1、議案第33号公有水面埋立に対する意見答申についてを議題と致します。本案は質疑の段階において委員会付託にしたいと思えます。委員会は経工常任委員会に付託し、尚審査の方法は閉会中も審査してもらうように、それと時期は次の臨時議会10日頃になると思いますが、10日までに案件の審査をすると云うことに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので、本案は質疑の段階において、経工委員会に付託することに決定致します。尚審査の方法は閉会中も審査し、次の臨時会までに報告するようお願い致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時29分)

議長～再開致します。(午前11時32分)

議長～日程第2、決議案第7号交通安全都市宣言促進方決議についてを議題といたします。事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

4番～現在においては単なる関係当局や或は関係団体のみが盛んにこの問題について検討し、そしてこの問題を進めておりますが、しかしながら一向にえる傾向じやなくて、かえつて増強しているような現状であります。そういう時期にあつて本市においても本市の状況からして、これからますますこう云つたような傾向にあるんじゃないかと云う事



がゆう慮される訳であります。その中で単なるこう云つた様な關係組織に  
にまかすんでなく、全市民が交通安全の思想の高揚によるこの防止策が構  
らねば、そして全市民が交通安全の思想の高揚によるこの防止策が構  
事故が一掃される様な意味も含めて早急に交通安の編点に立つてありま  
そううために、この決議案を提出した次第であります。宣言にはあ  
申にありまします。所（口）であります。宣言にはあ  
の策定であります。一応宣言するからにはあ  
り、そして宣言を効果あらしめるための突進委員会の設置が必  
云う準備をするために、どうして早く急を達成して、その  
あれば、そう云う事も、早く急を達成して、その  
大会等も催して、この旨を達成して、その  
をあえて入れて、ある訳であります。以上簡単に御説明を  
皆様の御賛同を得られれば大変幸いと考へてお  
御検討を御願ひ致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

16番～これは大変結構なことだと思ひますが、普天間警察署管内における交  
通安全との関連、それから促進面についての具体的な問題と、そうい  
つた面についての説明を御願ひしたいと思います。

4番～御説明致します。現在普天間警察署管内に組織されております。普天  
間地区交通安全協会なるものがありますがこれは沖繩交通安全協会の夏  
支部的な性格をおびております。会員は免許証を所持しているものと  
びそれから車両所持者並に業者と云うようなメンバーがその会員のな  
つて居るようでありませう。そこで交通安全協会が当然交通安全のため  
の事業はそれにとりなう施設の完備を図るべきだと云うふうに考へ  
えて着々とそう云つた面も進めて参つております。だがしかし御承知  
の様で交通安全協会の予算がその管内の市村によつて負担されてい  
る負担金と、それから中央からの交付金と限られた予算しかつかつて  
りませぬ、その予算で出来る事業そのものは、ほとんど運営費であり  
ます。事業費が運営費であります。交通安全週間諸行事は展示会  
或は路上検査或は交通車の運送、或は簡単な交通安全のための施設  
等のごく限られた予算の範囲内では出来ませぬので、基本的な設備  
はほとんど軍や或は政府当局が今までやつています。それ以外に  
横断歩道に要する所の交通安全灯、或は標識その他色々設置されて  
りますが、しかし市内においてはこれ以上施設の必要はたたくさんある  
どうせ必要にせまらぬに於いては施設がある訳であります。安全さくよ  
或は歩道とか、歩道の施設は色々ある訳であります。しかし交通安  
協会の事業的な運営費はどうか、歩道の施設はどうか、交通安全  
ます。その市が交通安全をどうして宣言した場合には交通安全協会  
の関連であります。あくまでも市当局、市においては





やらなくちやいけない交通安全の施設、独自の立場から検討して進める必要があると思っております。

尚また交通安全の問題ですが単なるそういった標な交通安全協会がやるんぢと云つた標な一般の市民に対して全市民がこの問題に対して責任を負わなくてはならないと云つた標な認識を高める事によつて、この効果が上がると云う事でありまして。そこで都府宣言をすれば自然に全市民がこの交通安全の面の知識が高められて、そして我々にもその交通安全のための責任があるんだと云つた標な思想をうえつけるために、どうしても必要じやないかと、そこで安全協会は民主団体であります。民主団体としての立場からの交通安全面のあらゆる運動を展開すべく市は市として市独自の立場から市政の一環として交通安全の面を進めたいと云う標な事になるかと思っております。そこで若かんそれは事業や或は運動における重複、或はタイアップして進めなければいけない事業も出て来るかと思っております。だがしかし重複するからと云つて、それは重複させてはいけないと云う事じやなくして、あらゆる機会において、あらゆる場所において、この問題は日夜かまわずにこの運動を展開する事によつて宜野湾市からこう云つた標な交通事故が一掃されると云う標なこと、決して重複或は又交通安全協会がやるから、やらなくちやいけないと云つた標な事はぬきにして、市政と云つた標な立場からこの問題を取り上げて進めて進めたいと云う標な事でありまして。

1 8 番～なる程交通安全と云う趣旨には賛成であります。宣言をすることによつて、どう云う変化がともなうか、或は又宣言の効力と云う事で一応要請事項と云うのもありますが、この要請事項そのものはいかなる効力があるか、例えば交通安全行政と云うものは、市独自の立場からなすべきだと、むしろ現在においては交通安全協会でも取り上げる事態があるんだと云う説明がありましたが、宣言をすることによつて、どう云う変化が生じるか、或は又要請事項となるものはいかなる効力があるか、この辺について御説明願います。

尚それに交通安全協会と云うのがありますが、交通安全協会の仕事は現在どういうふうに行っているか、仮にこの宜野湾市の方が交通安全都府市の宣言をする事によつて交通安全協会もそれについて、その宣言都府市をした所の都府市について具体的な計画もあるかどうか。いわゆる宣言都府市と交通安全協会との関連ですね。宣言をしたらその都府市についての交通安全協会としての計画ももつておるかどうか。

4 番～宣言することによつて、どう変わるかと云う点、それからこの要請事項はどういうような効力をもつておるか、それから交通安全協会の仕事はどういった標な仕事であるか、宣言することによつて交通安全協会とどのような計画をもつているか、それについて御回答致します。宣言をすることによつてどう変わるかの御質問であります。先程も申し上げました様に一般市民においては交通安全の仕事、或は交通安全







んかすると云う事は絶対ないと思ひます。その点は市は市としての独自の立場からこの交通安全の問題に関心を高めて、そしてとつくりただけでは尚眞約は充實果たせるものと私は信じております。

1番～なる程趣旨はよく分ります。先程も云いましたように交通安全の市の宣言と、なる程よい事でありませう。しかしこれはむしろ交通行政の云う面からすると行政も政府にすべきじゃないかと、宜野湾市が云うふうによろしく云うか、それに対する施策をして呉れと云うふうによろしく云うかと思ひますが、その面についての見解、それと特に先程の説明にもありました様に実施計画の策定と云う面について子供の云々とか或は又その他色々の道路にとつての安全の面のことがありましたが、どう云つた処もむしろ本市にまたがつていような先程の要請文にもありました様に軍道路があるが故に事故もふえておるんだと云う事でもありますので、そういうことであれば歩道の設置、或は又横断歩道とか、サクとかと云つたのはむしろ軍とか或は政府にそう云つたのはいわゆる設置して呉れと宜野湾市の方では交通都市宣言した以上はそういつたものがあるが故に交通事故も多いからと云つてそれと附帯して政府に要請をすべきだと云うふうな見解です。もう1つはもち論宣言の事についてありますが、これはむしろ啓もう宣言とか、指導と云つた面は討論すべきだと思ひます。その場合にもおいてあえて宜野湾市において、宣言をする事において、それにとりなう処の施策、いわゆる金もかけてすると云うよりは、むしろ交通安全協会と突進意のがありますので、ここは市は市なりにあらゆる機関を網らした処の啓もう宣言をしてしかるべきではないかと云うふうにも考へております。それについての見解を伺いたい。もう1つは交通安全協会はガタをあづけるのではないと云うことではありますが、これは質問の受け違いであります。私が申し上げるのは宣言をした都市について交通安全協会として計画があるかどうかです。例えは今までの交通安全の計画を変更して特に交通安全都市を宣言した都市についての計画です。どう云つたもんが立てられておるかどうかです。今宜野湾市が交通安全都市を宣言したから、それについての交通安全協会独自の立場の計画が立てられておるかどうかです。

4番～お答えいたします。当然交通行政の責任は政府であります。政府であると同時に市民一人一人がこの交通安全に対する私は法のわけまえに於いての責任があると思ひます。そこでそう云う責任がある故に当然政府や軍がそう云う施設もなすべきじゃないかと云う御説明でありませうが、当然政府がなすべきだと思つております。しかし現段階において、現状において当然その責任はあるにしても一向にその施設の完備がなされてないと云う事は、そこで政府だけに政府がやるんじゃないかと云う様な事で、そのまゝ放置していかどうかと云う様な問題を積極的に展開するのが行政当局の行政能力であります。



そこで普通の状態の場合折衝のあり方とそれから交通安全都市の宣言  
して、宣言したからこういう施設もどうしても早急に整備しなけい  
いかんといつた様な願望から対政府対軍の歩道の歩道も現況促進  
た様な安全施設が早期に置かれる折衝をすることによつて、尚私  
の状態よりは効果があるんでないかと云う様な見解であります。普通  
訳であります。そこで特に交通安全施設を早急に整備すべく、或は  
あたりを現在においては要求するならばその面が促進され、それによ  
起大会の名においても少なくないかと云う様な見解であります。普通  
て交通事故が少なくなることであり、これはその効果の面でありま  
あるんじゃないかと云う様な見解であります。普通の状態よりはその  
宣言することによつて、それが当然市は市民に対して啓もうとす  
てあります。それから当然市は市民に対して啓もうとす  
指導を要するということであり、これはその効果の面でありま  
普通交通安全の週行事に市が市民に対して啓もうとす  
伝或は指導といったような面は当然やるべきであります。宣言して  
我々もこの交通安全都市の市民だ云つたような観念をはつきりう  
つける事によつて常時この交通安全の注意が起されるし、尚又そ  
れによつてこの効果はつきり現れると云う事であれば、交通安全都  
市の宣言をすることによつて、1つの啓もう宣伝或はその交通安全の  
ための思想の高揚がはつきりきづき上げると云うような大きなブ  
スになるんでないかと云う様な考え方でございます。  
それから先程の協会の宣言させることによつて通常の変つた計画があ  
るかどうかと云つたような御質問であります。それについてははつき  
り云える事は当然この第1線にある所の民主団体、特に警察や安全協  
会は当然第1線に立つてこの問題、義務がおわされております。そこ  
で宣言させることによつて尚一段とこの都市宣言した都市と一諾にな  
つてこの運動を幅広く展開しそしてこの宣野灣の地域から少しでもこ  
の交通を一掃する様な心がまえで次々に計画が進められるんでない  
かと云うような事はつきり云はれるんじゃないかと、以上であります。

1番～何國も申し上げますように、どつちかなると交通安全の宣言と云う  
ことにより効果あらしめるためにはですね。やはりこのほこ先は  
政府や軍に当るべきじゃないかと、宣野灣としてはこう云う様な都  
市宣言をしたから、それにふさわしい処の施策をしてくれと云うの  
が正しい有り方じゃないかと、むしろ政府が足りない分はおぎなう  
と何等これにこだわることはないと思ひます。むしろ協力にいわゆ  
る前に出ております所の要請文にもあります様に本普天閣管内に  
おいては、特に宣野灣市においていくつつかの軍用道路があるが故  
に交通事故も多いんだとはつきり明認されております。  
こうなると一概に宣野灣市民だけがそれにもとづいて何もそれに施  
策をする必要はないんだと云うふうに私は考える次第であります。





それからすると宣言をしてそれにふさわしい所の政府に或は又軍に  
いち早く、それに相応する所の施策もしてくれと云うふうにして、  
この要請文も当然琉球政府や或は立法院或は軍にあたるべきじやな  
いかと云うふうな見解をもっておりますが、あえてこの先を宜野湾  
市長と云つた理由です。

4 番～ 郷市宣言をすると云う事は宜野湾市の安全郷市をきずき上げると云  
う事は当然市長が先頭に立つてやらなくちやいかんと云う観点に立  
つて、一応は郷市宣言をしてのちにおしやる様なほこ先を全市民の  
名において対軍対政府にほこ先を向けて強力に折衝したいと云う様  
な考え方で一応はこの宣言するのは市長が先頭に立つて一応は宣言  
してもらつと、その後におつしやる様な政府への折衝は強力にほこ  
先を向こうにむけると云う様な考え方であります。

1 番～ いわゆる議会で宣言をする以上は単なるもち論議会も当届も市の代  
表というふうになりますので、市でもつて宣言する以上は市内にま  
たがることじやなくして対外的にすべきのが妥当ではないかと思つ  
てあります。それから考えますと議会で一応は宣言した文におい  
ては、当然市にじやなくして琉球政府や立法院、その他に要請する  
のがあたるのではないかと思つていますが、その辺についての見解につ  
いて。

4 番～ これは少しひやくしている考え方じやないかと思つて、又宣言決  
議しようとする事じやありません、本会議においては

議長～ 暫休憩致します（午後零時五分）

議長～ 再開致します。（午後零時三十分）

議長～ 大体質疑もつきたようであります、本案に対する質疑を打切るこ  
とに御異議ございませんか。

（異議なくと呼ぶ）

議長～ 御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致しま  
す。

議長～ では本案に対する討論を求めます。

議長～ 暫休憩致します（午後零時三十分）

議長～ 再開致します（午後零時四十分）

16番～交通安全の都市宣言促進方決議について、この案件は異主団体各  
 人の機関においては組織されて十二分な運営がなされておるが、  
 尚交通の滞りや渋滞の発生を招きかねない状態にあること、  
 らばこの問題を早急に解決し、市内の交通の滞りを解消し、  
 の母の負担を軽減し、行政の効率化を図ることを目的として、  
 をおこなうこと、野間市議会に諮問し、その意見を伺い、  
 策を講ずること、この問題の解決を期すこと、  
 制を講ずること、この問題の解決を期すこと、

議長 長～外にありませんか、なければ討論を打ち切りたいと思いますが御異議  
 ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を打ち切ることに致しま  
 す。

議長 長～では決議案第7号交通安全都市宣言促進方要請決議についてを賛決  
 に付します。

議長 長～原案に御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議長 長～御異議がないものと認め、決議案第7号交通安全都市宣言促進方要  
 請決議についてを原案通り可決決定致します。

議長 長～暫休憩致します。(午後零時42分)

議長 長～再開致します。(午後2時30分)

議長 長～目録第3.一般質問  
 3番議員より願います。

3番～問1.市になつてからすでに1ヶ年を立つておりますが衛生法の適  
 用を受ける機になつておりますが、環境衛生面で色んな清掃法とか  
 そう云う法は我々としても議定した訳であります、そういう面で  
 改善されておるか、又野間市において今の現状で衛生面はどう云

16番～交通安全の都市宣言促進方決議について、この案件は民主団体や各々の機関においては細綿されて十二分な運営がされておりますが、尚交通柵の問題が解消されてないで非常に困っている状態において時宜を得た案件だと懸っている訳でございます。特に申し上げるならばこういうふうな事は市内におきましても母の会とか云う子供達の母親の気持から自主的に雨の肩も子供達の交通安全のための指導をしたり、尚協会としてもそのすじにおいての十二分な成果を得ておりますが、行政の一環として宜野湾市がこういうふうな所までこぎつけて宜野湾市内から1人のぎせい者も出さないと云うふうな対策をもつて進めるならば、尚又議会におきましても当届まかせてなくて、この問題を要請するには十二分な資料、これに対する協力体制をやつて進める事が望しいんではないかと云うふうな考え方に立ちまして、この案件に対して賛成の意を表します。

議 長～外にありませんか、なければ討論を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を打切ることに致します。

議 長～では決議案第7号交通安全都市宣言促進方要請決議についてを賛決に付します。

議 長～原案に御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、決議案第7号交通安全都市宣言促進方要請決議についてを原案通り可決決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後零時42分)

議 長～再開致します。(午後2時30分)

議 長～冒程第3.一般質問  
3番議員より願います。

3番～問1.市になつてからすでに1ヶ月を立つておりますが衛生面の通風を受ける様になつておりますが、環境衛生面で色んな清掃法とかそう云う事は我々としても設定した訳であります、そういう面で改善されておるか、又宜野湾市において今の現状で衛生面はどう云



うふうに今後施策をなされるか、衛生面において施策をされておるか  
かと云う様な質問であります。

市長～只今の質問に市になつてから、環境衛生面でどう云う所に留意改善  
されたかと云うのと、これからその先について關係課長の衛生課長  
に代つて御答弁させたいと思います。

3 番～この方は一応主管課長が外に行つておられると云う事ですが、後に  
まわして次に問2都計を突施に、都市計画を今ずつと立案計画をな  
されておりますが、それを突施に移されるのは何時であるかと云う  
見透しと、どういう工区から始めるかと云う様な御質問であります

建設課長～御質問に御答弁致します。去つた6月の議会におきまして都市計  
画が未だマスタープランの段階を出していないと云うことを申し上げ  
ましたが、そしてそれ以後どう云うふうに突施したかと云うことで  
ありますが、市当局としましては、そのマスタープランを突施に突  
施するために法定決定を早く急ぐと、そう云う方針で現在まで進め  
て来ておる訳です。それでこの法定決定は現在図面の上で突施に現  
地に合う様なプランを入れております。それでその計画は11月頃行  
には大体全部入れ終つて12月今年一杯には申請の手続にもつて行  
きたいと云うふうに考えております。それから事業であります  
がそれと平行しまして都市計画事業の中の区画整理事業をどう云う  
ふうに区画されるか、その工区についてそれにどう云うふうな方法  
で何時頃やるかと云う質問でございますが、これは大体市衛生全  
を4工区に区分けまして、その地区を更に細分しまして3地区、3  
工区、若しくは2工区に分けて進めて行きたいと考えています。  
それで第1地区は大謝名一帯、第2地区は今の新城一帯、それから  
3地区は大山一帯、4地区が現市衛生の普天間一帯と云うふう  
になつております。それで1地区の方は2工区に分けて、大体  
嘉康一帯とそれから大謝名一帯この辺を2工区に分けてあります。  
それから2地区に対しては2工区に分けてあります。それから3地  
区に対してはそれも2工区に分けてあります。それから4地区  
も同じく工区に2工区に分けてあります。大体今申し上げました様  
に工区は作業のしやすい様に、若しくはその発展の状況によつて工区  
を決めてやつておる訳であります。見透しとなりますと大体区画整  
理事業として認可を受けたいと考えておりますのは、一地区と2地  
区でございます。1地区は大謝名一帯それから2地区の新城一帯こ  
の2つを3月までに、来年の3月までに認可申請を取りたいと考  
えております。以上であります。

3 番～建設課長の説明で大体はわかっておりますが、今まで事業で各工区  
のあれをやつておられると云う事でありましたが、従来我々が前の議  
会でも諮問を受けて答申したあの内容と今度新しく設置される法定



を受ける所の計画とそごする所はないと又変更した所はありませんか。

建設課長～路線の計画におきましては、建物の立地状態、例へばブロック建物の多いとか、ブロック建物が少ない場合はそれをいくらかはずすと云う程度の変更はありますが、根本的な変更はございませぬ。それから更に地区の分け方でございませぬが、これもプランを立てた時分と、現在とは違ふかと云う質問でございませぬが、それに対しても変更はしてありません。

3 番～区画整理を進める段階におきまして、都計道路の施策と都計道路をやるのと、区画整理をやるのが同時に施行されるものであるか、又別々に都計道路、都計は都計として或は区画整理は区画整理としての方法で実施される考えであるのか。

建設課長～都計はあくまでも計画でありますので、計画の方が先になり、区画整理事業はその後から行進して行くところというふうな事業内容になつております。それで都市計画事業として、更に区画整理で土地を用地をとつた所を都市計画事業で道路をあけると云う場合は、これは事業がかさなつておるだけで決して前後はないと思ひます。

3 番～只今のは来年の3月から行なわれたら着工出来ると云う様な事とございませぬが、それについて来年の3月から仕事を、第2地区の住民の理解と云う事が充分なされなければいかんと思ひますが、それについて前は都計は実施されると。今日にも明日にも実施される様な事で住民は非常に期待はしておりますが、それについて実施されるまでにどの様にしてその工区、その関係地主の理解を受ける様な方法を取られるお考えでありますか。どういふ計画でそういう面を取り上げると云う計画をおたてであるか。

建設課長～住民に理解をうる場合に現在我々が計画を立てておりますが、この計画が一応計画の計画を更に進めて、一応減歩とかそれから費用負担すべて計算に入れてのなによないと、これは住民に対して正しい話し合が出来ないと、この点では未だそこまで行つておりませぬので各地主に対して都計、若くは区画整理について詳しい話し合は持つておりませぬ。ところが計画は一応出来あがらして実際にこの負担がつくと賃金負担とか、工事それから期間の問題、そう云う問題がはつきりした場合には市としましても地主会をもち、それから若くは権利、利害関係者にも来てもらつて相談をするつもりであります。

3 番～来年の3月頃から着工なさるとしたら、現年度予算という事になる訳でございませぬが、そう云う事になれば、おのずから予算をとま



うと思いますが、その予算の■処、そういう事も考えておられるかどうか、又そこから減歩率でもつておぎなると云う考えもあるのか、又政府その他からの予算をあおいでなさると云う考えがあるか。

建設課長～一寸今の方は

3 番～来年の3月から実施されると云うでもう（はい）現年夏予算からすると、予算の枠は決つておるんだが、これを実施される場合には予算をともふもんだと思うんですが、そう云う場合にやはり予算は減歩率からやるもんか、あとは政府や市町村の外に財源があるかどうか。

建設課長～只今の質問は事業の実施でございますが、法定決定の場合には決定のみであります。それはその進捗を監督してもしつと、大体どういう内容でやられるんだと云う許可を得るのが、今の法定決定であります。それからは、すべての設計書がなされます、訳はなんでも、中に更に権利関係、有している所有権、貸借権、その他いろいろ関係があるもの、訳はございまして、事業と云うのと今この計画の深さというものは内容が大部分違つていて、訳であります。そこで現在我々が急いでいるものは事業の決定じゃなくて計画の決定であります。

3 番～先き云われた11月頃までに出来て、12月中には申請をやつて3月頃からは、実施出来ると云うのは事業じゃなくて、法定決定を出来ると云う訳ですか。

建設課長～そうであります。

3 番～私の先の質問は、それを実施に移れる時期をどうしている訳であります。先の答弁では来年の3月から出来ると云う様な事ですが、私はもう解しやくしているが、そういう訳ではない訳ですか。

建設課長～都計上でございまして、何んですが、都市計画事業と一般に云う都計と云うのは区別されておりますが、普通の場合には都計、都市計画事業と云うふうに分けてあります。

3 番～そういう手続をすめばですね、事業は一体何時頃、事業の年度が始まる訳ですか。

建設課長～事業でございますが、これは更に半年や1年の事業計画書は、東

うと思いますが、その予算の圖則、そういう事も考えておられるかどうか。又そこから減る減歩率でもつておぎなうと云う考えであるのか、又政府その他からの予算をあおいでなさんと云う様な考えか。

建設課長～一寸今の方は

- 3 番～来年の3月から実施なされると云うでせう(はい)現年度予算からすると、予算の枠は決つておるんだが、これを実施される場合には予算をとものふもんだと思うんですが、そう云う場合にやはり予算は減歩率からやるもんか、あとは政府や市町村の外に財源があるかどうか。

建設課長～只今の御質問は事業の実施でございますが、法定決定の場合は決定のみであります。

それはその地域を区画整理しても宜しいと、大体どういう内容でやるんだと云う事を法律上認めてもらつてその地域を区画整理しなさいと云う許可を得るのが、今の法定決定であります。

それから更に事業となりますと、事業計画書がありまして、それには、すべての設計書が含まれる訳なんです。その中に更に権利関係を有している所有者もしくは賃貸権者こう云う者も全部調べる訳でございますので、事業と云うのと今の計画の認定というものは内容が大部違つている訳であります。そこで現在我々が急いでいるものは事業の決定じゃなくて計画の決定であります。

- 3 番～先き云われた11月頃までに出来て、12月中には申請をやつて3月頃からは、実施出来ると云うのは事業じゃなくて、法定決定を出来ると云う訳ですか。

建設課長～そうであります。

- 3 番～私の先の質問は、それを実施に移れる時期をとうている訳であります。先の答弁では来年の3月からは出来ると云う様な事で、私はそう解しやくしているが、そういう訳ではない訳ですか。

建設課長～都計上でございますので、何んですが、都市計画事業と一般に云う都計と云うのは差称されておりますが、普通の場合には都計都市計画事業と云うふうに分けております。

- 3 番～そういう手続をすめばすね、事業は一体何時頃、事業の年度が始まる訳ですか。

建設課長～事業でございますが、これは更に半年や1年の事業計画書は、期

聞はとつておかなければならぬと思います。

3番～来年の今頃ということですね。

建設課長～大体そういう見通しであります。

3番～はいじやわかりました。

10番～繰計事は再議して、たゞとましのしからどか、

建設課長～先申るを定し、ておるに、まは、

10番～今と云で、ま聞したお

間はとつておかなければならないと思います。

3 番～来年の今頃ということですね。

建設課長～大体そういう見透してあります。

3 番～はいじやわかりました。

10 番～都市事業の認可申請につきましては、去年の9月から議会におきましては再三にわたつて質問をされております。いわゆるこの質問のたゞ事に去年の9月の場合の御返答は6月までには認可申請を終ると云う様な御答弁でございました。又去つた6月の定例議会におきましては、9月までには認可申請をおえ、そして12月から実施の段階に入れるという様な御答弁でございましたが、只今お聞き致しました処によれば、12月に申請を認可申請を終え、そして3月からの実施という御答弁でございましたが、3月頃には実施出来るという様なお話でございましたが、こう云う様ないわゆる質問のたゞ事にこの期間がずれるという事態は、そこに人員が不足であるのか、どこに欠かんがあるのか、その辺を御説明願いたいと思います。

建設課長～先程の質問と関連して、3月までに認可申請をとるというふうに申しあげましたのは、これは区画整理事業の一地区、二地区に対する事業の認可であります。

それから今年12月までに認可を受けたいと云うのが都市計画の法定決定であります。それで事業となりますとこれは予算ともかみ合し、又区画整理事業の場合には各色々の調査がありますので、確答するまでには至つてないんですが、一年位かかるんじゃないかと思つております。それから計画のずれ、期限のずれがどういふふうな処にあるかと云う御質問でございしますが、現在の都市計画の一環としましては、多少のずれはございしますが、それはだつ字があると云う程度でありまして、今の都市計画決定の12月それから区画整理事業の区域の決定がおくれるという事はないと思います。又おくれる様に努力したいと考えてあります。

10 番～今先の課長さんの答弁では、その実施がおくれると云うことはないという様な答弁でございましたが、私が質しておりますのは、現在までの御答弁とその機關等がだんだん期間がずれておるんでございしますが、いわゆる繰返して申し上げますと、去年の9月頃の一貫質問の中では来年の6月までには実施出来ると云う御答弁でございましたが、又去つた6月の定例議会におきましては9月までには出来ると云う御答弁でございましたが、今度の場合には又3月にのびております、いわゆるその理由、そのずれの理由を聞いておる訳でございします。何処に欠かんがあるか御説明願います。



建設課長～6月の議会に申し上げました様に政府の方の手續様式がかなり違つたために、おくれた点は前にも御説明致しましたが、實際申請する段階になつて政府の方から実施設計、現地あつては図面の作成を要望されて、その点おいております。それ以後市としましては、すみやかに測量を開始しまして現在図面が出来あがつておるし又更に那敷、真栄原一帯は現在半分以上50%以上測量を完了していると云う報告を受けております。それでこの測量が済み次第早速計画に着手する予定であります。

議長～暫休憩致します。(午後2時56分)

議長～再開致します(午後2時57分)

- 5 番～関連して質問致します。マスタープランに対する法約認可申請、この認可申請手續の完予は現段階において何月頃までに実施出来ると云うような予定がありますか。  
今先のお話しを聞きまして来年の3月までにと云うような話してありますが、それは区画整理の1及び2地区だけのものですか。それともマスタープランそのものの認可申請の手續完予ですが、この3月と云うのは基本構想、全部の構想そのものの手續ですか。それともその一部分ですか。

建設課長～これは一部になつております。

- 5 番～順序として基本構想、いわゆるマスタープランそのものの認可申請の手續をしてから、その後その内部のいわゆる部分約地区の認可申請をやると云う順序ではないですか。  
区画整理の政府に対する手續は、実施までの諸手續は都市計画のマスタープランの認可申請の手續は別個でやる訳ですか。

建設課長～都市計画の計画と区画整理事業の区域の決定は、内容が非常に相互をこししまして、区画整理の場合は尚正密なある程度のアウトラインがつかめると云うところまでもつて行かなければいかないと云う方式になつておりますから、その分だけずれて行くと云うふうに考へております。

- 5 番～色々な技術上の手續問題で良く我々は質疑が欠けておりますからもつと聞く人をして納得出来る程度に1つくだいて御説明願いますもう一度説明致します。  
宜野湾市都市計画(マスタープラン)政府に対する認可申請手續は何時頃までに完了しますか。

建設課長～12月までには提出する予定であります。今年度の12月

5 番～これは、いわゆるマスタープランの申請ですね。

建設課長～そうであります。

5 番～現在そこまでこぎつけるためにやる作業は、順調に進んでいると思えますか。

建設課長～現在の状態では遅れてないと考えております。

5 番～すると、この12月と先の63年の3月までと云うのはあくまでも、基本構想の認可申請そのものとは別個の、いわゆる区画整理の認可手続であるわけですね。

建設課長～区画整理の1地区と2地区でございます。

5 番～次にマスタープランは現段階において、変更の若し必要ありとお考えがあれば、その必要ないならば、ないとしたはつきした御説明を御返答願います。

建設課長～現段階ではマスタープランの計画は、そのまま法定決定にもちこんでも支障はない。又そうあるべきだと考えます。

5 番～すでに議会の審査を得たマスタープラン、これにつきまして12月までには認可申請の手続を取られる方針ですね。それまでに変更はしないで、そのまま認可申請を仰ると云う順序になつてはいるわけですね。

建設課長～はい。

5 番～都市計画のマスタープランの中に伊佐から宇地漁先の海岸まで45万坪が埋立計画になつております。この埋立計画に将来に向つて変更の必要ありと云う構想があるならば、その構想を説明願います。なければないと云うような答弁。

建設課長～埋立専断には変更はないと考えます。

5 番～すると、45万坪の埋立計画予定地、その附近にマスタープランにないところの計画がありましたら、御説明願います。  
今は45万坪の決定された埋立計画地、それはないと御答弁でありましたね。

建設課長～12月までには提出する予定であります。今年度の12月

5 番～これは、いわゆるマスタープランの申請ですね。

建設課長～そうであります。

5 番～現在そこまでこぎつけるためにやる作業は、順調に進んでいると思えますか。

建設課長～現在の状態では遅れてないと考えております。

5 番～すると、この12月と先の63年の3月までと云うのはあくまでも、基本構想の認可申請そのものとは別個の、いわゆる区画整理の認可手続であるわけですね。

建設課長～区画整理の1地区と2地区でございます。

5 番～次にマスタープランは現段階において、変更の若し必要ありとお考えがあれば、その必要ないならば、ないとしたはつきした御説明を御返答願います。

建設課長～現段階ではマスタープランの計画は、そのまま法定決定にもちこんでも支障はない。又そうあるべきだと考えます。

5 番～すでに議会の審査を得たマスタープラン、これにつまり12月までには認可申請の手続を取られる方針ですね。それまでに変更はしないで、どそのまま認可申請をやるとう順序になつているわけですね。

建設課長～はい。

5 番～都市計画のマスタープランの中に伊佐から宇地泊先の海岸まで45万坪が埋立計画になつております。この埋立計画に将来に向つて変更の必要ありと云う構想があるならば、その構想を説明願います。なければならないと云うような答弁。

建設課長～埋立事態には変更はないと考えます。

5 番～すると、45万坪の埋立計画予定地、その附近にマスタープランにないところの計画がありましたら、御説明願います。  
今は45万坪の決定された埋立計画地、それはないとの御答弁でありましたね。



その隣接地に若しマスタープランにないところの計画があつたら具体的にその構想を御説明願います。

建設課長～良く内容がわかりにくいですが、

5 番～つまり今マスタープランには、伊佐浜の地先から宇地浦の地先までの壘立年次計画のマスタープランの一部になつてゐるわけですね、そこでその公有水面壘立計画そのものには、現段階において変更の構想はないとそこでわかりました。その壘立予定地の隣接地附近、その附近にマスタープランの計画の中にない計画が、新たな構想があれば、その構想を受け取りたい、あれば、なければないと云うようにお聞きして下さい。具体的に申しましょう、その附近に商港若しくは漁港を将来築港すると云う構想がありますか、当局に。

建設課長～現在はお持ちしておりません。

5 番～現在はお持っていない。現在と云うのはどの位の期間ですか、1ヶ月ですか、10ヶ月位ですか、近き将来にわたつての現在と云うのは、

建設課長～現段階であります。

5 番～と云うのは、マスタープランの認可申請、その時期あたりまでもやはり現段階と見て良いですか、この現段階と云うのは、いくらでも解しやすくは解をもたすことが出来ますからね。

建設課長～その件につきましては、都市計画そのものが、1時に出来あがると云うことではないわけでございます、と云うのは毎年実施される都市計画と云うことで、法律上もありますし、又これからも都市計画として必要であれば、何時でも追加もされれば、変更もされると、その時期によつて都市計画が正しいあり方に改えられて行くわけでありまして、そのためには、現段階と云うことが適切ではないかと考えられます。

5 番～それはわかりました。やはりマスタープランの認可申請手続は、来たる12月までには、その手続を完了したいと云う答弁でありましたね、その12月までには、やはり漁港、商港の設置と云う変更は、いわゆるないわけですね、若し将来ありうるかも知れんと云うことは、12月以降ですね、つまり先のはマスタープランそのものに変更を加える構想はないと云うことでした。

その隣接地に若しマスタープランにないところの計画があつたら具体的にその構想を御説明願います。

建設課長～良く内容がわかりにくいですが、

- 5 番～つまり今マスタープランには、伊佐浜の地先から宇地泊の地先までの埋立年次計画のマスタープランの一部になつてはいるわけですね、そこでその公有水面埋立計画そのものには、現段階において変更の構想はないとそこでわかりました。その埋立予定地の隣接地附近、その附近にマスタープランの計画の中になく、新たな構想があれば、その構想を受けたい、あれば、なければならないと云うふうに働きかけて下さい。具体的に申しませう。その附近に商港若しくは漁港を将来築港すると云う構想がありますか、当局に。

建設課長～現在はもっておりません。

- 5 番～現在はもつてない。現在と云うのはどの位の期間ですか、1ヶ月ですか10ヶ月位ですか、近き将来にわたつての現在と云うのは、

建設課長～現段階であります。

- 5 番～と云うのは、マスタープランの認可申請、その時期あたりまでもやはり現段階と見て良いですか。この現段階と云うのは、いくらでも解しやすくは幅をもたすことが出来ますからね。

建設課長～その件につきましては、都市計画そのものが、1時に出来あがると云うことではないわけでございまして、と云うのは毎年実施される都市計画と云うことで、法律上もありますし、又これからも都市計画として必要であれば、何時でも追加もされれば、変更もされると、その時期によつて都市計画が正しいあり方に従えられ行くわけであります。そのためには、現段階と云うことが適切ではないかと考えられます。

- 5 番～それはわかりました。  
やはりマスタープランの認可申請の手續は、来たる12月までには、その手續を完了したいと云う答弁でありましたね、その12月までには、やはり漁港、商港の設置と云う変更は、いわゆるないわけですね、若し将来ありうるかも知らんと云うことは、12月以降ですね、つまり先のはマスタープランそのものに変更を加える構想はないと云うことでした

ね、そこで私が更に詰めるために、今具体的にこの問題を質問してお  
ります。つまり12月に申請予定でありましたならば、その12月ま  
では、やはり計画にないところの漁港、商港等の設置がマスター  
プランにはないんですがね、そう云う計画を変更して、そう云うふう  
に調整を求めているわけです。つまり先程の答弁のように、将来はやは  
り計画であるから、必要性を認めれば変更がありえると、この  
将来と云うのは、12月後と云うふうに、ここに判然別りように区別  
して宜しいですか。

建設課長～これは時点でありませんが、都市計画が具体的なものでないと云う事  
だけは、はつきり云えると思います。その意味においては、何時どう  
云うことがあるか、どう云う事は計画の上でありますので、現段階で  
しか申し上げられないと。

5 番～いまの答弁では、やはり12月までに現在のマスタープランに計画変  
更を加える可能性がいくらかは残っているのですな、10、11、1  
2月、3ヶ月間にですね、今の答弁からするとマスタープランに最初  
の答弁からするとマスタープランそのものは変更を加えないで、その  
まま認可申請の手続をいたしたいと云う考え方であると云う答弁であ  
りましたね、それと密着関連することになるわけですが、12月まで  
後3ヶ月以内はそこに、~~い~~いわゆるマスタープランそのものに変  
更を加えて、漁港、若しくは商港、兼港をですね、どう云うふうな変  
更があり得ると云うふうに一応見透してよろしいですか今の答弁は、

建設課長～市としてもそう云うことが起らないと云う事は確論はできないけれ  
ども、現段階では、市の方針で法定決定にまかすと云うふうに考え  
ております。

5 番～2ヶ年とか、或は5ヶ年とか相当期間をいわゆる将来に向つてなら、  
当然情勢の変化と云うことがありますから、その情勢の変化に伴つて  
計画変更もあり得る。これはすじが通ります。  
然しわずか3ヶ月間にその見透しがいわゆる計画の変更があるかも知  
らぬ、或はないと、そのへんのところの見透がつけられないですが、  
わずか3ヶ月間ですと、

建設課長～正常の場合をたとへて云えば変更はない。

5 番～次は市長にお伺いしたいと思います。ハワイの情開議員、あの方のい

ね。そこで私が更に確めるために、今具体的にこの問題を質問しております。つまり12月に申請予定でありましたならば、その12月までには、やはり計画にないところの漁港、商港等の設置がマスタープランにはないんですがね、そう云う計画を変更して、そう云うふうに説明を求めているわけです。つまり先程の答弁のように、将来はやはり計画であるから、必要性を認めた場合には変更がありえると、この将来と云うのは、12月後と云うふうに、ここに判然明りように区別して宜しいですか。

建設課長～これは時点ではありますが、都市計画が具体的なものでないと云う事だけは、はつきり云えると思えます。その意味においては、何時どう云うことがあるか、こう云う事は計画の上でありますので、現段階でしか申し上げられないと。

5 番～いまの答弁では、やはり12月までに現在のマスタープランに計画変更を加える可能性がいくらかは残っているのですな、10、11、12後、3ヶ月間にですね、今の答弁からするとマスタープランに最初の答弁からするとマスタープランそのものは変更を加えないで、そのまま認可申請の手續をいたしたいと云う考え方であると云う答弁でありましたね、それと審局関連することになるわけですが、12月まで後3ヶ月以内はそこに、そこにいわゆるマスタープランそのものに変更を加えて、漁港、若しくは商港、乗港をですね、こう云うような変更があり得ると云うふうに一応見透してよろしいですか今の答弁は、

建設課長～市としてもそう云うことが起らないと云う事は確約はできないけれども、現段階では、市の方針で法定決定にもちこむと云うふうに考えております。

5 番～2ヶ年とか、或は5ヶ年とか相当期間をいわゆる将来に向つてなら、当然状勢の変化と云うことがありますから、その状勢の変化に伴つて計画変更もあり得る。これはすじが通ります。  
然しわずか3ヶ月間にその見透しがいわゆる計画の変更があるかも知らぬ、或はないと、そのへんのところの見透がつけられないですか、わずか3ヶ月間ですよ。

建設課長～正常の場合をたどって云えば変更はない。

5 番～次は市長にお伺いしたいと思います。ハワイの埴間議員。あの方のい

現況が、今、このように、...

市長～ 現況が、今、このように、...

5 番～ 45万坪或は40万坪この埋立計画の面積はこの次であります。

わゆる埋立に関する問題を去つた議会或は懇談会において、今実現出来る様に市長さんにそのへんの接渉をお願い致しますと云う事実はありましたが、その後どうなりましたか御説明をお願い致します。

市長～埋立事業については崎間議員が見えた場合にも市としても、その埋立事業をやりたいと云う構想をもっている、あの崎間議員に若しあなたが引き受けた場合は歩合制でいくかどうするかと云うと（これはどちらでもいけるんだが一応はその調査が要る、即ちどの程度まで埋立が可能か、それから更にボーリングなんかをしてその一帯の地層、岩石等の層はどうなっているか等の調査がいるそれをやらないと云うと何割とか、或はその埋立の費用、舗装師の条件なんかを話すことが出来ない、一ツそう云うことを私達構想としてもっているから一ツよろしくと申し上げたら、一応私も株主ではあるのだが最も大事な里貞雄さんも居られるんだし、市の出身では要するに私達と同じようでは市に協力することは出来ると思うからよく市の方で準備を進めてくれと、それで今度技術導入で見えたとところの中野技官にも見てもらつたんですが、あの45万坪云うのは本当にこちらが設計、計画を立てた坪数ではなしに、あのリーフが大体これ位あるだろうと云うので、45万坪、45万坪と云っているのである。中野さんも未だ結論はだしておりません。大体あの一帯を見ると埋立事業は確に有望であると、但しこの工事の方法や工事をどの程度までは必要と云う事はこれから、良く検討して行かなければならないと、尚そこに港湾がほしいと思うんだがどう云うふうなあなたの概観見ている感じはどうかと申し上げたら、港湾ということになると、これは当然政府の認可を受けなければならぬし、政府でも、これを認可するには先ずこのうらがわの今埋立しているところから、ずつと田んぼ一帯の土地の利用によつて商港にもつていくか、漁港にもつて行くか或は観光にもつて行くか、そう云う問題は決められると思うので、今のところどんな港がここに必要であると云うことは断定できないであろうと、何れにしても今目は半目見たけれども、これから帰つて後1ヶ月位いるから私のところから必要な資料を建設課の方をお願いして、そしてそれをもらつて一応検討して、帰るまでには目位来て皆様に私の見解をお伝えするようにしましょうと云つて、この前別れております。要するに単なる概念ではあるけれども未だここに埋立をこう云うふうにするとう計画は出来ておらないと云うふうな状況であります。

5 番～45万坪或は40万坪この埋立計画の面積はこの次であります。要するに崎間議員とのこの問題は今の御説明によりますと、自然消滅の形になつているのでありますか。

市長～これから実状調査が戻ります、但しこれはこちらがどの程度の業務のい  
 ちゆの先の面積もどの辺りまではひき合おうと云う算定のものにとるべきかはな  
 て、これも云つておりました。あの申野氏は一せいにやらないで、だるう  
 しに並立の事業にしては、3工區位にやつかう方がよいと云うこと、これ  
 と云うふうな方策があるといはれましたが、とにかくどれだけのことを、これ  
 う目的で並立をすとの云う、これも認めて、申す方が要ります、調査の  
 をやるまではその測量調査が、又え、工事の調査は、調査の  
 後にいわゆる請負にもつていくか、又え、工事の調査は、調査の  
 話したように向うに折衝に当るか、又え、工事の調査は、調査の  
 話です。

12番～私の質問の中にもお返すので、関連した質問を致します。  
 当届の今までの答弁をお聞きしてみますと、議会問の答弁、つまり  
 議会を通りぬげれば良いと云う様な答弁になつていないか  
 と考えますので改めて質問致します。  
 去つた6月の議会において、当届はこの都市計画の案を政府へ5月  
 に提出したけれども、その申請書類の不備或は又申請するた  
 政府への申請の案が違つたために、つきかえされるた云うふうなこ  
 とを聞かされておりましたが、それでその書類を提出するた  
 かかるかと聞きまして、断言して9月までには提出して、9月  
 提出すると、そしてその書類を提出して又6ヶ月位かかると、今  
 場合は12月までにはなるといふ答弁をなさつておりましたが、又  
 つまり6月の議会においては、9月に提出すると、いわゆる今  
 12月その9月に提出せなくて、12月までには提出せないと云  
 その欠かぬは那邊にあるかと云う事を質問します。

建設課長～6月の議会において図面の不備で一応書類はつきかえされた  
 う事は、先程も申し上げましたがそのために測量調査が必要と云  
 事で、その測量調査に基づいて実際現地に於ける図面、小さい図面  
 云ひますと、4,800はございしますが、あれではいけないと云う事  
 になりました、結局500分の1の図面を作成して、それによつて現  
 地に開示出来る様な図面じゃないと、法律上困ると云う事でその  
 時は引き帰しておりましたが、現在そのために早急測量をやりまし  
 て、現在大田名の田区地帯及び幾敷、それから真栄原地区この  
 測量を入れておきます。それでそれに入れて実際に用途地区の  
 決定、道路の幹線道路の決定と云うふうにして、図面に移行して  
 いくと云うふうに進んで来ておりましたが、何しろは実施計画に  
 図面を適用して呉れたいと云う事でありまして、これは現在当届  
 つている測量とは違ひまして、これは請負になつておきます。  
 請負制でございまして、我々としては早速これを業者を選定して  
 測量させておきます。そのために測量と云う点ではおくれと  
 云う事はつきり云えます。  
 それから現在までやられてる図面にプロットする計画、これが

市長～これから実状調査が獲ります。但しこれはこちらがどの程度のいわゆる先の面積もどの辺まではひき合おうと云う算定のもとに事業として、これも云つておりました。あの中野氏は一せいにやるのではなくしに埋立の事業にしては、3工区位に分けてやつた方がいいだろうと云うふうな方法も話していましたが、とにかくどれだけをどう云う目的で埋立をすると云う、これも認可申請が要りますので、これをするまでにはその測量調査があるので、その測量調査をやつた後にいわゆる請負にもつていくか、又えの工事の方法は顧問議員の話したように向うに折衝に当るかと云う事はその次に来ると思ふのです。

12番～私の質問の中にもございますので、関連した質問を致します。当周の今までの答弁をお聞きしてみますと、議会用の答弁、つまり議会を通りぬければ良いと云う様な答弁になつていないかと考えますので改めて質問致します。去つた6月の議会において、当周はこの都市計画の案を政府へ5月に提出したけれども、その申請書類の不備或は又申請するために政府への申請の案が違つたために、つきかえされたと云うふうなことを聞いておりますが、それでその書類を提出するためにはどの位かかるかと聞きました所が、9月までには提出して、そして9月に提出すると、そしてその書類を提出して又6ヶ月位かかると、それで3月までにはなるという答弁をなさつておりましたが、又今度の場合は12月までには準備して出すと云う御答弁でございますが、つまり6月の議会においては、9月に提出すると、いわゆる今度は12月その9月に提出せなくて、12月までにしか出せないと云うその欠かんは那辺にあるかと云う事を質問します。

建設課長～6月の議会において図面の不備で一応書類はつきかえされたと云う事は、先程も申し上げましたがそのために測量調査が要ると云う事で、その測量調査に基づいて実際現地にある図面、小さい図面と云ふますと4,800はございますが、あれではいけないと云う事になりました、結局500分の1の図面を作成して、それによつて現地実際に明示出来る様な図面じゃないと、法律上困ると云う事でその時は引き帰してありますが、現在そのために早急測量をやりまして、現在大謝名の田畑地帯及び無敷、それから真栄原地区この分の測量を入れております。それでそれに入れまして実際に用途地区の決定、道路の幹線道路の決定と云うふうにして図面に移して行くところうふうに進んで来ておりますが、何しろ実施計画に近い図面を適用して呉れると云う事でありまして、これは現在当局でやつている測量とは違ひまして、これは請負になつております。請負制でございますので、我々としては早急これを業者を選定して測量させております。そのために測量と云う点ではおくれてないと云う事ははつきり云えます。それから現在までやられている図面にプロットする計画、これがい



くおくれたと云う事になつておりますが、それは左程大ききなずれ  
ではなかつたが、12月までには決定しておりませぬ、それで更にうり  
ました、12月までには決定しておりませぬ、それで更にうり  
区画整理の区域決定をお願い致します。

12番～ 都市計画を突進する段階において、立退と云うような事が考えられ  
ますが、その立退の補償或はその色々あると思ひますが、その  
う画はどういうふうな考へておられるか。

建設課長～ 幹線道路の計画でもございませぬので、直接コースが出来たり、若く  
は阻害物があつても道路を通さなければならぬ、かといふと、若く  
当然は事業、事業によつて耕作の移動も来るとは思ひますが、本  
全画約、市街地を整理する事業で行うと云う方針を立ててお  
ので、その補償関係については、区画整理で補償し、更に用地の取  
得も、区画整理事業によつて生み出すと云う考へてお  
す。それか、都市計画上の都市計画上の事業として、移転補償を  
合においては、都市計画上の事業として、移転補償を  
で必ず移転を移転する限は、移転補償を移転する限は、移転補償を  
転する限は、移転補償を移転する限は、移転補償を移転する限は、  
もおとると思ひます。

3番～ 都市計画の調達は大体終つたようではありますが、都市計画において  
に御要望申し上げます。  
先程から課長さんの答弁を聞いてみると非常に我々も疑問が出て来  
る訳でございます。何故そう申上げますかと、我々が審議した当時  
4,800万の1の区画整理が課長さんの場合に、法が変つた云う事  
でありまして、課長さんからは、課長さんからは、課長さんからは、  
1でなくちやいかんと云う事であるが、一応これでも可なりと、  
1の段階ではどうせ500万の1でなければならぬと、課長さんからは、  
う場合には、課長さんからは、課長さんからは、課長さんからは、  
う様な事も聞いて、何故そこまでおし通して認可は、課長さんからは、  
1でやつて突進の段階で500万の1に取り替へても可なりと、課長さんからは、  
かつたか、と云う事もありうると、只我々が非常に懸念してお  
は、現在、大體のプランを立てて居る所に、道路の敷設する所にか  
は、課長さんからは、課長さんからは、課長さんからは、課長さんからは、  
道路にならざるから符つて、課長さんからは、課長さんからは、  
になつておるんだが、課長さんからは、課長さんからは、課長さんからは、  
で、相違なく、課長さんからは、課長さんからは、課長さんからは、  
施に、課長さんからは、課長さんからは、課長さんからは、課長さんからは、  
えれば、課長さんからは、課長さんからは、課長さんからは、課長さんからは、  
来たりない場合には、課長さんからは、課長さんからは、課長さんからは、  
がたりない場合には、課長さんからは、課長さんからは、課長さんからは、

く脅おくれたと云う事になつておりますが、それは左程大きなずれではないと云うふうに考えております。それで前にも申し上げましたが、12月までに法定決定に持ち込むと、更に3ヶ月をして区画整理の区域決定と云うふうになつておりましたが、その点訂正をお願い致します。

12番～都市計画を実施する段階において、立退と云うような事が考えられますが、その立退の補償或はその他色々あると思いますが、そう云う面はどういうふうに考えておられるか。

建設課長～幹線道路の計画でございますので、直接コースが出来たり、若くは障害物があつても道路を通さなければいかならないと云う場合にも当然建物の移転、耕作物の移動と云う事が起こりますけれども、これは事業、事業によつて違つて来るとは思いますが、本市の場合全面的に市街地を区画整理事業で行うと云う方針を立てておりますので、その補償関係については、区画整理で補償し、更に用地の取得も区画整理事業によつて生み出すと云うふうを考えております。それから尚その上に都市計画事業として、かぶされて行つた場合においては、都市計画事業としての移転補償をする都市計画事業で必ず建物を移転すると云う限定はしなくて、区画整理事業でも移転する訳でございます。これは2つの方法、事業の優先順によつてもおこると思いますが。

3番～都計の関連質問は大體修つたようではありますが、都計画において当に御要望申し上げます。  
先程から課長さんの答弁を聞いてみると非常に我々も疑問が出て来る訳でございます。何故そう申し上げますと、我々が審議した当時4,800分の1の図面自体が課長さんの場合に法が變つたと云う事ではありますが、前からこれは變つておる訳じやなくて、当然500分の1でなくちやいかんと云う事であるが、一応これで認可を受けて実施の段階ではどうせ500分の1でなければ実施出来ない、と云う場合には図面を刷り替へても良いと云う様なもく契があつたと云う様な事も聞いて、何故そこまでおし通して認可は一応4,800分の1でやつて実施の段階で500分の1に取り替へてもかまわんじやなかつたか、と云う事もありうると、只我々が非常に懸念しておるのは、現在大體のプランを立てて居る所に道路の面に接する所にかかると云う様な建物をしたいと、改築したいと云う市民の方々がこの部分は道路になるから待つてくれと、家は白アリがかかつてたえられん様になつておるんだが、そこに建物をまつて居るんだと云う様な現状で、相当都計と云う面と区画整理を1層も早く立案して、そしを実施に移す段階をまつて居る訳です。そのためにも今の様な気長な考へてではなくして、実際に1工区、2工区を同時にやると云う様になるだけ少なむ工区でも良いから早く実施出来る所、列へば技術面がたりない場合には1ヶ所に集めて、そこの部分から事業をやつ

良るを々計人を異懸い  
 がれ可我審察制在にら  
 方ら認にかだ規う常も  
 たおく常ら未の云非で  
 つて早非かも業ととつ  
 やしをらこ大建るかや  
 次補こかど我のいるを  
 遂準そ画の際家て来れ  
 て議、う市突際つ画あ  
 画申て云く、突待にの  
 うにめう早も、待、画  
 云時とそもにがが時う  
 と同ま、でめいなん云  
 るとにか買たなん云う  
 や画登ん1るらいうそ  
 を工画わ、せ登たどく  
 画2のらて見もし故早  
 画とかもしをかも何も  
 の画とてま画る業、画す  
 外工としりうめ政は、1ま  
 て、1の移あ云で際、1ま  
 しと、そ階訳る編る編のて  
 移か、段るいがゆたすし  
 業ないが、おて画わえま  
 事やん笑しや云、をを要  
 らん云け懸業どけ現しと  
 ないと爰は事て爰の念た

3 番～ 調度も聞う算まう  
 と年の約しと更あ  
 府現約しと更あ  
 は笑な、ど現た  
 然確線がいてとい  
 調でうすなし証ら  
 事画云でにど、も  
 工うとん定助料て  
 に云いう予補資し  
 替う良厚事画にめ  
 。そとと工政こ示  
 ね、しるががそら  
 すが上お算々はた  
 です計て予我或し  
 金主にれたは、ま  
 助い算さし画でり  
 補厚予上上画約あ  
 府とは計計、確も  
 政充分には、確も  
 うれの算は、何の  
 云さこ予はい何も  
 と上で更ててはう  
 算計画年い画い  
 予にう現お聞画う  
 更算云はにもたそ  
 年予とれ画し、そ  
 現上るご政話上らす  
 にの来にとが計たて  
 次撃でとく様にし訳

市長～ そのんえ  
 質のし  
 問うた  
 1番大  
 さ体い  
 のにま  
 3番な  
 9番問  
 さんや  
 2番か  
 それ、  
 か、思  
 10番  
 又、一  
 吉お

建設課長～ 地件が内更す農をき御の要うす確  
 開4府地年まのにつう事必向、す確  
 善事、政開前り田にに云工の、まざと  
 ら工で替れて、予のか歩もてりさる  
 か水ま、とれずはこる、解しあて来  
 れ水在がはさまされ、い水政まて訳  
 を内現の事はりとん、い水政まて訳  
 と地でも工化あはせつのはきのも  
 事佐れた水算で事まなこしにのて  
 工伊、そつ辨予訳工りにり辨味質しし  
 歩事、あ内はい道おるよに董性をにす  
 道、工ま速佐こし、来う以そそべ順かり  
 水修り伝伊、画水だ云とで、るはいお  
 井改おきからで該辨来うつれすやてに  
 天農さ変それす、のほどすをま然して  
 普田さ変それす、のほどすをま然して  
 申も算示すおまららり、り訳で、確計大  
 のか予門まてりかか取がおるなして、  
 算を業てあやでそれ向とまきておてま向と合  
 予事事いでて業、府いでめらおほての  
 の工助つ事業事、政さけ課も味符る長  
 更装補に工車統工、さ統にはは味符る長  
 年補府業装統統修、改いし問雪充確のなが  
 現の政事補、改いし問雪充確のなが

ながら事業に移して、外の部分をやると云う面で逐次やつた方が良くないか、1工区と2工区と同時に申請準備しておられると云うんだが、そこどこかの部分にまとめて、そこを早く認可を受けて実施の段階に移してもらわんか、そう云う面から非常に我々懸念しておる訳でありまして、1日でも早く市のどこからか都計事業をやっていると云う面を見せるためにも、実際我々も未だ素人でどう云う面が都計であるかも分らないが、実際家の建築の規制を受けて、いわゆる突撃政策もしたいんだが、待っていると云う住民の現状を考えた場合には、何故どう云う時期に出来るかと非常に懸念しておりますので、1日でも早くそう云う面のあれをやつてもらいたいと要望致しておきます。

3 番～次に現年度予算と云う政府補助金ですね。特に工事関係は政府と調整の上予算に計上されたと思っておりますが、そう云う面で確実に現年度で来ると云う面での分は予算に計上して良いと云う様な確約のもとにこれは現年度予算に計上されておると思うんですが、話しに聞くと政府においては我々が計上した予算が工事予定にないかと云う様な話しも聞いているが、当時は我々が政府補助として現年度予算に計上した部分は何かの確約で、或はそこに資料、証こでもありましたら、そういうものでもありましたら示めしてもらいたいと思っております。

市長～その質問は1番さんの3番、9番さんの2番、それから10番又吉さんの3番。大体に似た様な質問じゃないかと思っておりますので一諸にお答えしたいと思います。

建設課長～現年度の予算書の中に普天間排水、歩道工事とそれから普天間地内の補装工事それから長田農道改修工事、伊佐地内排水工事、4件の政府補助事業が予算化されております。それで現在までに政府から事業についての内示に変わるべき伝達があつたものが、普天間地内の補装工事であります。それから伊佐地内排水工事はこれは前年度の継続事業でやつておりますので、これは予算化はされておりますが、継続事業でありますので、該当しない訳であります。長田の農道改修工事、それから普天間の排水、歩道工事はこれは予算にはございまして、向うからの内示は未だ来ておりません。この件につきまして、政府との取りきめがどう云うふうになつているかと云う御質問でございまして、これはずっと以前よりこの排水、歩道工事の折衝は続けてきております。それでそれに対しては政府もその必要は充分に認めておる訳であります。その意味におきましては、向うの確約はもらつてなくても当然やるべき性質のものであります。その意味におきまして、市としては期待をしている訳でございましてその期待がほぼ向うの確約までにかんしても、出来ると云う確信がある訳で、これは計上されております。同じく長田の場合にも大体どう云うケースで進んで来ております。

それで長田の場合も測量は済んでおります。こういう状態で現在内示はなくても実際の都合、当然必要な予算として計上し政府にも折衝を続けて了解、確約等ないけれども了解済みのかつこうになつております。以上であります。

3 番～確約は出来ませんが、了解は出来ると、了解という面ですが、当然普天間の排水とか、あるいは継続事業として是非やらなければいけない工事でありますが、政府として継続事業としてやると云う事は確約したと云うんでその確約した、政府の職員であると思ふのだがその責任者であるかどうか、そう云う工事関係の或は予算関係の責任者であつて、間違ひなくこれはながすと云う様な確約であるか、只当然これはそこまでやつて次は是非継続的にその分までやらなくちゃいかんから、当然やるべきものだと云う様な情報か、只単なる了解しやくの上の予算の組み方であるのか、確実に責任者からこの分はやるよと云う様な確約であるのか。

建設課長～その点につきましては、そのすじの係官でございますので間違ひと思つております。それにつきましては内示決定という所までいかないよと云うのが、確約でございますので尚そこには折衝し、交渉する余地は残つております。

市長～これについて、今のは普天間の排水工事の問題だと思ひますが、この排水工事の点がずつと（石ジヤー）橋からそこまで、最初に申請したものは一諾にして申請してあります。ところが予算の都合で向側の橋もかけて、真中のちようどゲイトの浦附近から、今の沖繩銀行で済すか、おの附近真中だけ引きとられております。しかもそれが軍用道路のわきであるために、その着工するまでに随分このD.Eとかポストインチニヤ、ライカムの方に足を運んで早く早くして、いそがしてやりましたけれども、これが予算を準備するちようど予算準備にかかる頃には、これは着工すると云うくらいで、これがしゆん工したのは未だ10日か2週間位のついちか頃であります。それまでにこの工事はどうしても（石ジヤー）橋の所にも、後断側にも延ばしてお願ひして、今度の予算には予算面にどうしても廻わす事が出来ぬ。予算がなくてやつてないんだがしかしこれはどうしても継続してやらなければ完成はしない。一応どこの工事でも、きつちりその予算によつてやられると云う事はないと、どこかにあまりが儲るんだつたら、この面に向けて行けるんじやないかと、出来る様けそうふうにお願ひして御願ひしませうと云うことで、これを同じ様なお願ひを今まで繰返している様なかつこうであります。今度の予算の執行の状況によつて余欲があればこれに延せてもらふと、だからきちつとここに使うべき金と云う何は出来たらんけれど、極力土木課長もそう云うふうにお願ひして御願ひして貰ふ様にと。

それで長田の場合も測量は済んでおります。こういう状態で現在内示はなくても実際の場合、当然必要な予算として計上し政府にも折衝を続けて了解、確約等ないけれども了解済みのかつこうになっております。以上であります。

3 番～確約は出来ないが、了解は出来ると、了解という面ですが、当然普天間の排水とか、あるいは継続事業として是非やらなければいけない工事ではありますが、政府として継続事業としてやると云う事を確約したと云うんでその確約した、1政府の職員であると思ふんだがその責任者であるかどうか。そう云う工事関係の或は予算関係の責任者であつて、間違ひなくこれはながすと云う様な確約であるか。只当然これはそこまでやつて次は是非継続的にその分までやらなくちやいかんから、当然やるべきものだと云う様な情報か。只単なる解しやくの上の予算の組み方であるのか、確実に責任者からこの分額はやると云う様な確約であるのか。

建設課長～その点につきましては、そのすじの係官でございますので間違ひないと思つております。それにつきましては内示決定という所までいかないと云うのが、確約でございますので尚そこには折衝し、交渉する余地は残つております。

市長～これについて、今のは普天間の排水工事の問題だと思ひますが、この排水工事の点がすつと(石ジャマー)橋からここまで、最初に申請したものは一諾にして申請してあります。処が予算の都合で向側の橋もかけて、真中のちようどゲイトの前附近から、今の沖繩銀行ですか、おの附近の真中だけ引きとられております。しかもそれが軍用道路のわきであるために、その着工するまでに随分このD.Eとかポストエッチニヤ、ライカムの方に足を運んで早く早くして、いそがしてやりましたけれども、これが予算を準備するちようど予算準備にかかる頃には、これは着工すると云うくらいで、これがしゆん工したのは未だ10日か2週間位のついちか頃であります。それまでにこの工事はどうしても(石ジャマー)橋の所にも、後所側にも延して完成して行かなければならないと云うので私は課長にも局長にもお願いして、今度の予算には予算面にどうしても現わす事が出来ない。予算がなくてやつてないんだがしかしこれはどうしても継続してやらなければ完成はしない。一応どここの工事でも、きつちりその予算によつてやられると云う事はないと。どこかにあまりが出るんだつたら、この面に向けて行けるんじゃないかと、出来るだけけそうふうに御配慮お願いしますと云うことで、これを同じ様なお願を今まで繰返している様なかつこうであります。今度の予算の執行の状況によつて余欲があればこれに延せてもらつと、だからきつちつとここに使うべき金と云う何は出ておらんけれども、極力土木課長もそう云うふうを考えて御配慮して戴く様にと、

ころお願い申し上げてありますので、何とか行きやせんかと願うけれども、これが確突に今度工事進来ということが確信が得られない訳であります。それから今の情勢の何は未だ審議でなしに電話での、早く設計をして準備に入つて良いと云うことは電話であつた様であります。以上であります。

3 番～予算がなればその勢はたると云う今市長のお話しがありました。が、今政府の方で第1次の内示が来て、その中にも室野海の水工工事或は他の工事もないと云うお話しを聞いて非常にびつくりして、いさる訳でございますが、しかしこの面において外の地域の予算の何があつたらまらうと云うふうなことは、積極的に行つて是非予算にありてますと云う面が、これは確突で必要じゃないかと願うんだが、その面において市長さん或は課長さんにおいて、この水工工事の予算を是非予算まで組ませる様に政府に折衝、確突なる責任者に対してその折衝をやられた事があるかどうか。外の長田の問題もそうだと思いますが。

市長～予算に組ませる様に、いわゆる立法院、是非執行してやつて置く様うにと云うことは再三にわたつてお願いしております。

議長～暫休憩致します。(午後3時30分)

議長～再開致します。(午後3時34分)

10 番～今先の市長さんの御答弁によりまして予算のたまりがある場合にはと云う言葉がありました。現突に本年度予算の中に2万ドルの工事は専費が上乗せされております。若しもその余がなかつた場合には支給欠かんと云うものが進んではせんかと非常に心配するものと思つて、その面について、是非とも極力折衝をして義務だく様又そう云う組織のものとて再び再び折衝されておられんことは推測するものでございませうが、現在までその折衝の経過をお聞かせ願いたいと思つて

市長～政府、直接届にも行きますし、又これの検査の場合にもこれはしゆん工検査ではありませんよ、未だ先も残つておるし、これを是非継続して完成してもらつてお願ひしますと云うことは、課長や局長にもお願ひをして極力配慮する、考へるとは云つておりますけれども、それが突際にどう云う答えを出すが心配だところ申し上げておきます。

10 番～内示までには行かなくても主管局の方々とお話し合はしたことに由りまして、大体進来そうなお感じであられますか。

市長～都市計画、都市課長の渡久地さんなんかも、これは普天閣の1番目ぬきの何んであるし、是非早くやつてあげたいかと云うことは

こうお願い申し上げてありますので、何んとか行きやせんかと思うけれども、これが確実な今度工事出来ることが確信が得られない訳であります。それから今の補償の何は未だ審議でなしに電話での、早く設計をして準備に入つて良いと云うことは電話であつた様であります。以上であります。

3 番～予算があまればその分はたりると云う今市長のお話がありました。が、今政府の方で第1次の門示が出て、その中にも宜野湾の排水工事或は他の工事もないと云うお話しを聞いて非常にびつくりしている訳でございますが、しかしこの面において外の地域の予算の何があつたらまらうと云うふうなことは、積極的に行つて是非予算におりこますと云う願が、これは確実で必要じゃないかと思うんだが、その面において市長さん或は課長さんにおいて、この排水工事の予算を是非予算面まで組ます様に政府に折衝、確実なる責任者に対してその折衝をやられた事があるかどうか。外の長田の問題もそうだと思いますが。

市長～予算に組ます様に、いわゆる立法院。是非続行してやつて載く様うにと云うことは再三にわたつてお願いしております。

議長～暫休憩致します。(午後3時30分)

議長～再開致します、午後3時34分)

10 番～今先の市長さんの御答弁によりますと予算のたまりがある場合にはと云う言葉がありました。が、現実に本年度予算の中に2万ドルの工事費が上乗せされております。若しもその余がなかつた場合には支給欠かんと云うものが生じはせんかと非常に心配するものと思つてこの面について、是非とも極力折衝をして載たく様又そう云組織体のもとで再び再び折衝されておられんことは推測するものでございませうが、現在までその折衝の経過をお聞かせ願ひたいと思つております。

市長～政府、直接局にも行きますし、又これの検査の場合にもこれはしゆん工検査ではありませんよ、未だ先も残つておるし、これを是非継続して完成してもらふようにお願いいたしますと云うことは、課長や局長にもお願いをして極力配慮する、考へるとは云つておりますけれども、それが実際にどう云う答えを出すかが心配だところ申し上げておきます。

10 番～門示までには行かなくても主管局の方々とお話し合ひしたことによりまして、大体出来そうなお感じであられますか。

市長～都市計画、都計課長の渡久地さんなんかも、これは普天間の1番目ぬきの何んであるし、是非早くやつてあげたいかと云うことは



良く了解しておりますが、そういうことは課長や局長にも、それは貴方の方から良くお話して下さいと云うので大体差運局への最近のお願いもほとんどこれが主になつてお話し、お願いをしている訳であります。

10番～これは今先市長さんがおつしやつた様に目ぬき通りと云うこともございませぬし、又本年度予算にも計上されている予算でございませぬので、極力折衝して載せて1日も早く実現して載ります様御努力をお願いします様御要望申し上げます。

議長～暫休憩致します。(午後3時35分)

議長～再開致します。(午後3時40分)

4番～課長さんの方に調達質問致したいと思ひます、政府からの各市町村への、この助成金の状況は一応はあくしているか、それについて

建設課長～各市町村に対する補助金は、政府の方が非常に、政府の方針として減らさない方針を取つて居ります關係上、詳しいことは良くわかつておりませぬ。趣が關係する都市計画事業に対する補助と云うものは、内々に打合せして、向うの意図する趣、こつちの要望する趣をかみ合せて、1つの計画書程度のもは出来上つております。趣がこれが実際にまだ打合せの段階でありまして、日本援助及び政府援助と云う問題をかかえている關係上向うとしても公表を全部上げております。

4番～しかしあくまでも予算の執行と云うものは公開すべきのが原則であるにもかかわらず、各市町村への助成の状況が、全く秘密にされていると云う政府の考え方が、私は理解出来ませんが、それは事実ですか、ぜんぜん各市町村への助成の状況は全然秘密にしているのが、政府の執行状況ですか。

建設課長～これは予算化されたものに対しては明らかであります。断が現在段階で予定していると云うものに対しては極力さけている様な状況であります。

4番～私がお聞きしているのは、現在執行されている、例へば前年度の助成状況と、あるいは本年度の助成の状況が秘密にされているのか。

建設課長～予算化されたもの、若しくはこれが公開されているものと云うものを除いてのお話しだろつと思ひますが。

4番～前年度のですね。もうすでに前年度は1963年度の予算もほとん

良く了解しておりますが、そういうことは課長や局長にも、それは貴方の方から良くお話し下さいと云うので大体建運局への最近のお願いもほとんどこれが主になつてお話し、お願いをしている訳であります。

- 1 ● 番～これは今先市長さんがおつしやつた様に圓ぬき通りと云うこともございますし、又本年度予算にも計上されている予算でございますので、極力に折衝して載せて1日も早く実現して載ります様御努力をお願いします様御要望申し上げます。

課長～暫休憩致します。(午後3時38分)

課長～再開致します。(午後3時40分)

- 4 番～課長さんの方に関連質問致したいと思えます。政府からの各市町村への、この助成金の状況は一応はあくしているか、それについて

建設課長～各市町村に対する補助金は、政府の方が非常に、政府の方針として減らさない方針を取つて居ります關係上、詳しいことは良くわかつておりません。処が關係する都市計画事業に対する補助と云うものは、内々に打合せて、向うの意図する処、こつちの要望するのをかみ合せて、1つの計画書程度のもは出来上つております。処がこれが実際にまだ打合せの段階でありまして、日本援助及び政府援助と云う問題をかかえている關係上向うとしても公表を全部さけております。

- 4 番～しかしあくまでも予算の執行と云うものは公開すべきのが原則であるにもかかわらず、各市町村への助成の状況が、ごく秘密にされていると云う政府の考え方が、私は理解出来ませんが、それは事実ですか。ぜんぜん各市町村への助成の状況は全然秘密にしているのが、政府の執行状況ですか。

建設課長～これは予算化されたものに対しては明らかであります。所が現在段階で予定していると云うものに対しては極力さけている様な状況であります。

- 4 番～私がお聞きしているのは、現在執行されている、列へは前年度の助成状況と、あるいは本年度の助成の状況が秘密にされているのか。

建設課長～予算化されたもの、若しくはこれが公開されているものと云うものを除いてのお話しだろうと思えますが。

- 4 番～前年度のですね。もうすでに前年度は1963年度の予算もほとん

ど消化執行済みだと思っておりますが、その各市町村への助成の執行状況は充分はあくされておりますか。

建設課長～それにつきましては、確実な資料はもっておりません。

4 番～市長さんの方ではどうでしょうか、各中部の各市町村に対する或は全業の各市町村に対する助成金の執行状況は充分はあくされておられますか。そうしないと、外の市町村に比べて本市の政府からの助成の状況はどうなっているかと云うことが充分私にはつかめないんじゃないかなと。

市長～助成の執行状況ですが、例へば各市町村への配分その補助金の配分がどうなっているかと云うことですか。

4 番～とにかく政府のですね、執行上の助成がどう云うふうな状況で助成されているかどうか、これについてははあくされても見ないですか

市長～土木関係ですか、各局

4 番～工事関係です。それは土木工事もあるし、道路工事もあるし、或は都市計画の都市計画事業の補助金もあるでしょうし、と云うことは建設局の関係、或は経済局の関係は各全業の各市町村に対して、相当助成をしていると思うのですが、それを各市町村への助成がどうなっているかと云うこともわからんと云うことじゃ、一寸困るんじゃないか。

市長～予算、あそこの予算内訳の何を置きますね、あれに置いた分はわかりませんが、その執行、実際執行において、いくら入札において、いくら利益があるか又いくらその村に金額が行つたと云うことは未だ調査したこともないのでわかりませんが、予算にもらたのはわかります。

4 番その場合に本市値市町村との政府から還元される補助金で、補助金を受ける状況は比較して、どう云つた様な状況にあるかどうか、じゃ御説明願います。

市長～だからそれが未だその記録はしてない。

4 番～たえず各市町村に対する補助金の状況、どの程度他の市町村にはどう云う工事に対してどの程度の額の補助金が置かれているかどうかは、一応は折衝しに行く場合或はこれから次の工事の申請を出す場合に大きな資料となるかと私は思っております。

ど消化執行済みだと懸うんですが、その各市町村への助成の執行状況は充分はあくされておりますか。

建設課長～それにつきましては、確実な資料はもっておりません。

4 番～市長さんの方ではどうでしょうか、各申部の各市町村に対する或は全道の市町村に対する助成金の執行状況は充分はあくされておられますか。そうしないと、外の市町村に比べて本市の政府からの助成の状況はどうなっているかと云うことが充分私はずかめないんじゃないかなと。

市長～助成の執行状況ですが、列へば各市町村への配分その補助金の分配がどうなっているかと云うことですか。

4 番～とにかく政府のですね、執行上の助成がどう云うふうな状況で助成されているかどうか。これについてはあくされても見ないですか

市長～土木関係ですか。各局

4 番～工事関係です。それは土木工事もあるし、道路工事もあるし、或は都市計画の都市計画事業の補助金もあるでしょうし、と云うことは建設局の関係、或は経済局の関係は各全道の市町村に対して、相当助成をしていると思うんですが、それを各市町村への助成がどうなっているかと云うこともわからんと云うことじや、一寸困るんじゃないか。

市長～予算。あそこの予算門訳の何をしますね。あれに出た分はわかりませんが、その執行、実際執行において、いくら入札において、いくら利益があるか又いくらその村に金額が行つたと云うことは未だ調査したこともないのでわかりませんが、予算にもらたのはわかります。

4 番その場合に本市他市町村との政府から還元される補助金で、補助金を受ける状況は比較して、どう云つた様な状況にあるかどうか、じや御説明願います。

市長～だからそれが未だその記録はしてない。

4 番～たえず各市町村に対する補助金の状況、どの程度他の市町村にはどう云う工事に対してどの程度の額の補助金が出されているかどうかは、一応は折衝しに行く場合或はこれから次の工事の申請を出す場合に大きな資料となるかと私は思っております。



市長～今これでもつて、政府の補助金分配という考え方ではいかんじやないかと、例へば今度北部に大きな橋が出来ましたですね。あれなんかほとんどもつて申す南部の予算をもつて行つても、あと予算にまに合わない様な、結局その政府の認める工事の重要性によつて、その額は非常に差が出て来るんじやないかと、その金額は。

4 番～私が云うのは額の云々、例へば分配と云うことじやないんです。実際政府が各市町村から相当な補助金の陳情、或は申請が呈されて政府は支出するんじやないかと思ひます。そこでそれによつて一応は政府の予算が公平に私は執行され、そしてその状況が当然全市民に私は公開すべきだと思つております。しかし全市民がはたしてわかつていないですね。とくに補助金を陳情しに行く市町村長は、どの程度がどの様にどういつた面に支出されたか、どの地域にどの程度流れているんだと云うことを、私はたえず感知しているんじやないかと思ひますが、とにかく本市の場合、中部の他市町村に比べて、どの程度政府から還元されるか、或はどの程度修運箇所、工事箇所はあるんだが、どの程度補助金を受けているんだと云うことで、当然私は比較してしかるべきだと云うふうに考えますが、そう云う様な状態がわかつておられないと云う様なことでありますので、それはそれと致しまして、次の議会までに、1963年度の各市町村への助成の状況、63年もすでに執行中でありまして、63年度の予算はそれが全篇の各市町村に対する補助の状況はどうなつているか。その資料とそれから前年度において、1964年の予算している各市町村へのこの助成の状況をつぶさに調査してもらつて、そしてはつきりと、こゝで外の市町村に比較になる様な資料を一応は提出。お願い致します。

議長～外に關連はありません。なければ進行致します。

3 番～3番の質問はこれで打ち切りたいと思ひますが、新聞にもよくある様に、この前の新聞で富古が●●何万ドルの現年度政府予算をもらうと、本年度支給かどうかと云う様な面の新聞もありました。それを見た場合に我々の市に、本市に比較した場合に10ヶ月分にも20ヶ月分にもあたいます様な予算額と、この面が我々としては、計画が未だなつてなくて申請をしないものか。或は申請はしたんだが政府が認可しないのか、そう云うのもわからん訳です。その面は一応当局はもう少し政府とも密の連絡を取られて政府の予算を十二分に受取られる様う御要望を申し上げます。

3 番～次に那覇市の水源地問題について、市長の所見を聞きたいということとありますが、これはもうすでに2ヶ年余前から問題になつておりました、本議会でも3回にわたつて要望を申し上げて、早急に委



員会を開いて、委員会を設置して折衝する様にと云う様な御要望を申し上げておりましたが、今日に至っております。市長さんのお考えでは、住民から未だ何も聞いて来ないから足がかりがないと云うことでもあるかも知れませんが、しかし本市においてやるべき問題が相当あるんじゃないかと、例えば公有水面の契約の問題、契約上で全面取水の問題、こういう問題を折衝するにおいて、住民との直接の補償の問題も生れて来んじゃないかと、どうにかしてこの那覇市に対する折衝のきつかけを作ると云う面でも、我々は前から要望をして居つた。2圖、3圖にわたつても議会の議決として要望事項として市長に要望しておりました。早急なる折衝委員も上げて、折衝するようにと御要望申し上げてありましたが、一体どうなつたか。やる意志があるかどうかと云うことを近頃疑問に思つている訳であります。それについて市長さんの意見を受けたいと思つて居ます。

市長～お答え申し上げます。戦後那覇市の水源地である宜野湾の地主の方が迷惑をこうむつている点であり、これを善処してもらいたいと云うことで、那覇市は課長も又この前も助役とも伊佐からの水の契約で見えた場合に、助役にも話すしとにかく那覇市としては、そう云う云うことを一語になつて話し合をもつて善処すると、どう云うふうに善処するかと云うことになりまして、どうしてもその配管が変更されてどの様位の、何名の地主で、いく坪位そのパイプを引くために無料で使われているか、或はその水が余計取られておれば今までの田畑がどの位の被害をこうむつているか。そう云うものを調査して、そして各地主がこれを今配管によつて使われている土地の小作料を請求してもらいたいと云うのか、或は買い上げをしてもらいたいと云うのか、或は又農作物に今まで被害をこうむつているから補償でもしてくれと云うのか、そう云うことを知るために、4月に各関係地主にその調査資料をうるために水道課の方で、それをまとめようと思つたけれども、今までそれが未だまとまらない様であります。要するに関係地主がそれだけ無關心であるのか、誠意がないのか知れませんが、そう云うものを整えて、そして地主の意向を聞いて、こちらから代表者と云いますか、委員と云いますか、何名かでもつてこう云うことを地主は要求しているから1つこうして下さいと云うことをあたろうと思つておりますが、先に申し上げたように未だそう云う資料が充分整えられ、又地主の意向がどうしてくれと云う意向も未だまとまらないで、市長としてもどう云うふうな折衝を進めていいか、向は何時でも折衝を受けると云うことを云つております。何時でも話し合に應ずると云うことを云つております。その点今準備が出来ておらないので、私折衝の段階にまで行つて居ないのであります。尚これについて若し水道課長から補足がございましたら。

3 番～市長さんの方からの説明でわかつておりますが、では市長さんは住





民の補償の問題を先にやっているんですが、しかしあの調査の段階では、市でもつて当然やらなければいかん問題があると思うんですが、この問題は別にして、住民に直接アンケートを出したが、こないと云うのを待つて居られると云うんですが、市自体がやらなければいかん問題が中にはあると思うんですが、この問題はどう処理される積りか。先にアンケートを出したということでありますが、これは地主、各々に出したもんであるのか、地主自体は未だ受けたことはないということでありますが、どういう方法で、区長さん自体もわからないと云うことであるが、どう云う方法で配つたか、その面をお聞きかせ願いたいと思います。

一点は市でやるべき、当然の契約問題或は公有水面の問題は当然市がやるべき問題と思うが、この問題住民の地主の問題を先にして、そのついでに市の問題を解決されるつもりであるのか、又私の考えとしては一応そう云う市としてのやるべき問題を取り上げれば、当然この住民の問題もきつかけになつて生れて来るんじゃないかとその場合に住民からこうこういふふうだとはつきり、難しい様な、何かこの前の議会で水道課長は説明しておられましたが、ああ云うアンケートもとれるんじゃないかと思うんですが、今の所ハットとして住民に対しても、どう云う補償の段階になつたら、ああ云う申請を出さなければいかんが、急になるとどうかわからんのに、ああ云うアンケートを取つて果して住民が納得する様なアンケートであるか、そう云う面がありますので、私の考えでは、当然市でやるべき或は公有水面の契約方針の問題或はこの契約法上に違反している問題とか、そういうものを取り上げて折衝して行く段階において、この配水道、取水道の補償の問題或は買い上げの問題とか、それを市の考えでは、それをその住民からの要望をまとめて、それから折衝を始めたいということになれば、あと何ヶ年後になるか、それはわからない訳です。しかし那覇市においてはすでにそれはもう充分認めて、何時でも宜野湾市がそう云う折衝委員会を上げてやられるなら、我々は何時でも、その面に対しては充分検討して、一諾になつて検討しよう、補償の分があれば補償もやらうと云うことまで行つているのに、かん心の宜野湾市がその後おとさたなして立ち切られていることになつているので、これが2.3ヶ月と云うならとにかく、そういう問題が始まつてから2ヶ年間以上たつておるんですそれに対して住民、地主とありますが、しかし真先に市自体が考えられるべき問題があるんじゃないかと思うが、その点市自体が取るべき態度です。

市長～公有水面の問題ということですね。

3番～公有水面の契約期間が15ヶ年となつております。契約の条に、しかしこれ自体はもうすでに契約も過ぎ、公有水面の契約は15ヶ年外のは水道条例でやられたものは50ヶ年と云うことになつております。



市長～公有水面の問題と云うのは、期間が過ぎているから取らん様にしてくれと云う意味ですか。

3 番～その更新の問題を話し合によつて更新するか或は今後これは我々の自己水源だから、こうだと云う面を問題に打ち出すにおいて、交渉のきつかけになるんじゃないかと、それにおいて又住民のこの補償の問題も出来て来ると云うことを考えておりますが、かん心な我々としてはこの問題が調査をして一応報告したんだが、1頁も早く折衝委員を上げて、折衝する様な要望もしたんだが、2ヶ年も過ぎてもおとさたがないと云う自体が、市自体でやるべき問題もあるとそういうものもやりながら住民に呼びかければ、那覇市の折衝はこうなつていと云うように住民も応じて来るんだが、今の所そう云う様に消極的な面でやられたもんだから、一向に住民も応じて来ないと云う様な考えを持つておるんだが、その点市としての考えで、市自体でやるべき問題はどうか云うふう処置なさる考えであるか。それから先の課長さんが前の議会でこう云うアンケートを出したと云うのは、地主個人に出されたもんであるのか、只代表にこう云う様式で出す様うにと云う事であつたのか、この点御答弁をお願いします。

水道課長～前任課長の場合に提出されたもので、5月2日の定例区長会で関係部落区長を通じて資料の依頼提出をしてあります。

3 番～真志喜の区長さんも宇地泊の区長も受け取つてないと云うんですが果してわたされたかどうか。地主が何名であるか、その調査をされたかどうか、果して請求は何頁にしたか、請求は何頁までに出しなさいと、又その目に出して来なかつたら更に請求は何頁にやつたか。

財政課長～お答えします。この資料の提出方を依頼したのは5月2日でございませう。その当日は1時からコザ市役所において、沖縄の日本水道協会の沖縄支部としての受水対策協議会がありまして、どうしてもはずせないで、会計係の呉屋さんに説明を依頼して、それですりものにしたのを区長会で呉屋氏が関係部落の区長、伊佐・大山・真志喜。それから宇地泊・大謝名の区長へ配る様に、私は指示をしましてその会議に出席をいたしました。書類は文書は二通りでございまして、こう云う問題は実際に地主の意向、すなわち補償の問題がありますし、それから賃貸借になるかどうか、或は又売り渡し、譲渡になるか、そう云う金銭的な問題が添えますので、しつかりした地主の金銭的な意向をつかんで、調整を委員会を開いてこの資料に、よつて調整をして那覇市の水道委員会と折衝をしたいと云う考えて居りました。しかし6月の予算の準備と、それから新しい那覇市との伊佐浜の豊水の契約の問題、或は又水道公社との分水協定の契約の問題、こう云う問題

が優先して解決されるべきだと、それに又多管の問題も一諾になりまして、その方を早急に解決しなければならぬと云うことで、この補償の問題に対しては、これが解決した後に、ついでこれを推進して行きたいと、こう云う考えでございました。

3 番～今縣長さんが云われた様に、そう云う面で非常におくれたと云うことでもありますので、これは前から市議金が2、3回にわたつて要望をされている所でありまして、是非どう云う面のものを調心をもつて、例へばアシケートを出すにおいても、この資料を出を求めるとも、目を決めるその日にちに来ない場合は、真に請求をするると云う面はまだ無き入れて努力してもらいたいと、要望を致しましてその問題が早急に解決出来れば、御要望申し上げます。私の質問を終わります。

10 番～質問致します。メーター取付の方が相当おくれた様でございますが、その理由について御説明願います。

水道課長～説明致します。現在の所給水メーター取付がおくれておりますが、これは去つたかんばつで、今まで簡易水道を使つておられた方々、これは自営の家や井戸水を使つておられる方々が、かんばつによつて市の水道に切り替へたいと云う訳で、又その他現在では水道を使つて、その方達が一編に申し込みが殺到したもので、それに反しまして、軍の水源地が水質が減少して、それに伴う水圧の低下、そう云うことで、給水申し込者は多くなつたものの、水圧はひくくなるとうことと、普天間あたりまでも、高台地の給水は少しまつておるところと申しますのは、せつかくメーターをついて給水しようとしたものの水が出ないということになると、ますます迷惑をするすと、その時分はどの位かんばつになるかと云う訳で、一寸またしておつたせいもありまして、その時分からの申し込みのなんで、現在でも一寸おくれて、長いものは3ヶ月位もかかつておる訳でございますが、その処置については、請負制にまはして、そして平常に戻したいと云う考えでおります。

10 番～今の御説明はかんばつせいもあつて、工事もおくれたと云う御説明でございますが、そういう点もあつたと思ひますが、3ヶ月もおくれたということは、水というものは日常生活において、欠くべからざるものであり、これが平常通り戻るには、あと何ヶ月位は要するのであるのか、それから下の方に調達致しますので、その足りない分は下請負業者にさせておると云われておりますが、下請負業者がやる場合には、相当の取付金ももらつておる様であります。その点について、いわゆる市当局が取付する場合には無償であるが、下請負業者がやつた場合には、相当の金額を払わなければい

が優先して解決されるべきだと、それに又移管の問題も一諾になりまして、その方を早急に解決しなければならぬと云うことで、この補償の問題に対しましては、これが解決した後に、ついでこれを推進して行きたいと、こう云う考えておりました。

3 番～今課長さんが云われた様に、そう云う面で非常におくれたと云うことでありますので、これは前から市議会が2・3區にわたつて要望をしている所でもありますので、是非こう云う面のものを關心をもつて、例へばアンケートを出すにおいても、この資料提出を求めるにおいても、目を決めその目にちに来ない場合には、更に請求をすると云う面にまで熱を入れて努力してもらいたいと要望致しましてその問題が早急に那覇市と解決出来ます様、御要望申し上げておきます。私の質問を終わります。

10 番～質問致します。メーター取付の方が相当おけている様でございますが、その理由について御説明願います。

水道課長～説明致します。現在の所給水メーター取付がおくれておりますが、これは去つたかんばつで、今まで簡易水道を使つておられた方々、或は自分の家ていの井戸水を使つておる方々が、かんばつによつて市の水道に切り替えたいと云う訳で、又その他現在までは水道を使用しないで、天水を利用しておられた方々もおるだろうと思ひますが、その方達が一編に申し込みが殺到したもんで、それに反しまして、軍の水源地が水量が減少して、それに伴う水圧の低下、そう云うことで、給水申し込みは多くなつたものの、水圧はひくくなるとうことと申しますのは、せつかくメーターをついで給水しようとしたものの水が出ないということになると、ますます迷惑をするすと、その時分はどの位かんばつになるかと云う訳で、一寸またしておつたせいもありまして、その時分からの申し込みのなんで、現在でも一寸おくれて、長いものは3ヶ月位もかかつておる訳であります。その処置については、請負制にまはして、そして平常に戻したいとこう考えております。

10 番～今の御説明はかんばつのせいもあつて、工事もおくれたと云う御説明でございますが、そういう点もあつたと思ひますが、3ヶ月もおくれるということは、水というものは日常生活において、欠くべからざるものであり、これが平常通り戻するには、あと何ヶ月位は要するのであるのか、それから下の方に關連致しますので、その足りない分は下請負業者にさせておると云われておりますが、下請負業者がやる場合には、相当の取り付け金をもらつておる様であります。その点について、いわゆる市当局が取付する場合には無料であるが下請負業者がやつた場合には、相当の金額を払わなければいけな



というむじゆんな点がある様でございますが、その点についても、御説明をお願いしたいと思います。

水道課長～只今の給水栓費が増加して、3ヶ月かかっていると、その解消は何時頃であるかと云う御質問に対しましては、指定店に請負制をさせて、それでその解消し、平常に戻したいと思っております。目前にしては来月の前半頃までには、今準備させておりますので、来月の前半頃までには解消するものと思っております。尚これは最近からのことではありますが、そういうやあいにして3ヶ月もかかると、積り積もつたものが現在では、3ヶ月もかかるという訳で、どうしても何とかして解消したいという訳で、申し込み者から是非水が欲しいと、早急に欲しいと、現段階では、例えば井戸水が出ている人達であれば、市が何する場合までは一寸の期間だつたら待てるであろうと云つた人もおりますが、中には貸家関係、明目から外人が入るからとか、或は早急に水がなくては井戸もないし、天水の何もないと云う様な訳で、早急に入れてくれと云うものに対しては、指定店を通じてくれと、指定店としましても、いくらかの料金は取るはずだから、そういう説明のもとに、行かしてはいただきますが、指定店にも給水に対する部係、給水工事をする場合の部係を全部くばつておりますので、その工事の部係に準じて、工事をしなげればいかないと云うことになつておりますので、あなつておりますが部係以上の工事の料金、それを請求しておるとした場合には、これは早速調査して訂正させたいと思っております。尚下請負業者とありますが、市の発注にもあります通り、指定店の下請負業者、そういうのはさせてはいかないと云う事になつております。若しそう云つた様な下請負業者をさせている指定店がございましたら、これも調査して条例による、結局明らかに条例違反となる訳でありますから、早速処分をしたいと、そう考えております。

10番～この金額について、適当な金額についてでございますが、私が聞いた範囲内におきましては、メーターを壊した場合に、それだけで6.7ドル位もらつておると云う様な話しを聞いておりますが、市として適正な金額は大体どの程度ですか。

水道課長～大体の金額と致しまして、3ドル50セントから4ドル位、或は少ないものにおいては、3ドル。そういうような部係の標準になつております。

10番～メーター取付の場合に少ない所はございませんか。

課長～暫休憩致します。(午後4時12分)

課長～再開致します。(午後4時25分)





10番～工事がおくれたことに対しては、今先の御説明の中からかんばつとか、色々な事情があつたと云うことで納得が行きましたが、1日も早く正常に戻して戴く様御要望申し上げます。

1番～水道問題に関連してある事項でございますので、課長に質問申し上げます。大謝名のパイプ線の地域でございますが、一定の地域まで市負担で本管が来ておる様であります。そして市民の話によりますと、その延長が予算の都合で施行出来ないの、給水希望者の負担でもつて本管を延長するようにと、更にその後新しくこの希望者が給水希望者が出ておる様でございますが、それらの人々が相当な工事料を払つておると云う様な話しがございますが、そう云う事実があるかどうか。

水道課長～40mmの300米位延長させてあります。それはいずれ市が何するからと云う訳で、そして向のした人が承諾してですね、それで引かしてあります。

1番～そういう理由があるんですか、この場合に非常に問題になるのは、同一地域内において、同じ給水を受けるのに市民の負担が相当開きがあることですが、新設いたせば、おやがあると云うことでございますが、執行部と致しましては、すみやかにそういった問題点を是正して不合理性のないように解決して戴きたいと御要望申し上げます。

課長～外に関連質問はありませんか、なければ進行致します。

10番～野嵩ナガサリ、知念堂、新城西原は解放になつて相当の期間になつておりますが、向の都計事業についてどの程度進んでいるか。尚今後の推進方法についてお伺いします。

市長～14番さんの3番の何んと同じでしょうね。一諸に答弁します。

建設課長～野嵩のナガサリ、新城西原の一部は解放になつて現在、区画整理事業をするために測量調査を実施しております。それでその調査は政府が一部やりました、おと残り、政府の方が途中で中止したために、その部分を今養所の方でやつております。計画の方は幹線道路を中間にはさみまして両側に溝部街を通して確定が出来ておりますそれは先だつて下平技官が日本の技官でございますが、来られた場合にも一応その計画を見て載いて、それに対して色々御指導をおおぎ又主席も来て載きました。その内容からしますと、現在大きな変更はないと云う訳で、只残されておるのは、減歩の問題と、これからの進め方ということで、色々参考になる意見を拝聴した訳であります。それで我々といたしましては、その区画整理事業をどうふうにして、これから進めて行くかと云うことでございしますが、現在土



地調査が測量が大体80%程進んで居ります。それであとの20%が済めば、直ちに地主にそれを償所の市場において従覧をさせたいと考えて居ります。実際はこれはあの土地調査と関連がありましてあの政府が直接施行して居る、部分に対しては政府の様式、もしくは制度区分による、手続によつて従覧をさせて居りますが、これまで得つと云うことは相当の期間を得つ訳でございまして、これは政府とも話し合いをしまして、市自体の立場で地主の了解を得ておくと云うふうな話してありますので一応従覧に供しましてその測量が正しい量であり、又坪数においても左程変動がないと云うことになれば、我々はそれを基礎にして合帳を作りたいと思つて居ります。その合帳に基づいてそれからカン設計の段階に入つて居ります。その前に同じく地主の了解を得る従覧でありますから同時に整地工事の条件も話し合ひて一応了承を得たいと、云うふうに考えて居ります。と云いますのは、測量が済みまして図面が出来ましたら現地そのものはこわしても支障はないと、又複元するの面によつて容易でありますので申に難儀があるとか、と云うことが、よしんば起つても現地においてさしつかえないと云う立場から一応整地工事までしてもらつた了承を得て工事も着々進めて行きたいと云うふうに考えて居ります。それでこの地主の承諾でございまして、現在測量が済み次第出来れば本年夏中にでも従覧に供したいと云うふうなことを考えて居ります。

10 答～測量の80%の完財は、今の地域ですか市全体の地域でなくて、

建設課長～現在の御質問の地域でございまして。

10 番～前地主の話しによりますと地主の当局と減歩率においてくい違ひがあつて話し合ひがつかないと云う様な話しをして居りますが、その面についてお話し合ひなされたことがございまして、又なされた場合には地主は大体どの程度だと又又市はどの程度と云う一つの線をもつて居られるならば、お聞きかせ願ひたいと思ひます。

建設課長～前に地主会を開いて、説明会を致しましたことがございまして、その時において減歩の問題が生まれて市当局として、3割5分と云う点を大体知らせてあります。と云いますのは、この3割5分と云うのが、平均減歩でございまして場合によつては、3割、場合によつては3割5分と云う線が出るし、極端に土地の良くなる所は、4割ものばると、この減歩はその土地の値上がりといふから、整理前と現在の時価と整理後の時価の差額で精算する訳でございまして、評価の結果、その土地が利権価値があると云うふうには評価した場合は減歩もおのずからのはる訳でございまして。極端に申しますと、隣り近所の土地でありまして、整理前は同じ向い合せでも換置された土地が10間道路に面する土地もあれば、3間道路に面する土地もあると、同一の減歩でやる訳ではいかないと、云う云う立前から減歩もおのずから変つて来る訳であります。

そのために平均3割5分程度は行くと言ふような話し合が進めてあります  
所が地主の要望によりまして3割5分じや多いと言ふ様な意見を述べて居  
ります。それは説明会の目頭でございまして、お互が話し合つたま~~で~~であ  
りまして、事実上これをこう言ふようにしてもらいたいと言ふ要望では  
ない訳であります。

10番～すゝ今残りの20%の測量が済み次第すぐ手をおかけになるお考えであ  
れますか、

建設課長～測量が済めば、測量の積算をして面測、例えば面積をはかる事と  
ございまして、面積を測りましてその面積によつて各人に縦覧をさせたい  
と云ふように考えて居ります。

10番～この地域はほぼ普天間解放地そして新城の解放地、喜友名と流く最も微  
みよ様な場所で発展の重要な場所とございまして、一日も遅く手がけて  
置く様うな御要望申し上げます。

3番～課長の説明で減歩が3割あるいは3割5分までなるんじやないかと云うこ  
とでございしましたが、今問題になつて居る寄富ですが、向う直体域が2割5  
分でも高いと云ふ様なことやつて居るんだが、ああ云う都市域においで  
て、2割5分でも高いと宅地がやつて居るんだが、地主がやつて居るんだ  
が、こつちで未だ家も立たん所のそつ云う所で、3割、或は3割5分と云  
うことになれば、そこは自らなにもせん所は高くつくと言ふ様なことな  
るんだが、那覇市の寄富でやつて居る所の都市計画、区練とこちらの費  
用の問題、これにおいてどうして宅地がそんなに負担をしなけりばい  
か、その点がはつきりしないので、その点を明らかにしてもらいたい。

建設課長～現在那覇市がやつて居る、区画整理は、那覇市の繁華街を離れて、ずつ  
と寄富の奥の方でございまして。話しによると3万坪程と聞いて居りますが、  
今の寄富の地域で、2割5分と云う線と話しが進められて居ると云う  
言ふに聞いて居りますが、しかし寄富の地域と、現在の宜野湾の新城  
辺一体の区画整理とは、位置的に遠うんじやないかと、宜野湾における新  
城と云うものは、都市部に相当するし、向う寄富の方は未だ山手の方  
に当ると云う言ふに見ますと、山手の方で2割と云うことは6メートル  
道路を通すと云うのが基本の様であります。こちらの方では6m  
平均6mは通そうと云う言ふに計画されて居ります。と云いますのは、  
6mと云うのは、車一合がすれちがい、せい一杯と云う所でありませ  
ず。電車が立つて居ると結構通りにくいと云う様な状態で、宅地では  
車は通つてもらふよりは、通らん方が静かだといふと云う言ふ見地から  
大体6mを基準にして減歩を打ちだして居る様であります。それから  
もう一つはその土地の利権が各人売買によつて行われて、筆が小さい  
様であります。これはもともと持つて居つた所有者の方が分譲した  
訳でございまして、そうすると  
結局3割も取られた場合は非常に使用が出来ないと、30坪を買つた人

そのために平均3割5分程度は行くと言ふような話し合で進めてあります所が地主の要望によりますと3割5分じや多いと云う様な意見を述べて居ります。それは説明会の口頭でございますので、お互が話し合つたまででありまして、事実上にこれをこう云うふうにしてもらいたいと云う要望ではない訳であります。

10番～すぐ今残りの20%の測量が済み次第すぐ手をおかけになるお考えでありますか、

建設課長～測量が済めば、測量の精査をして面測、例えば面積をはかる車でございしますが、面積を測りましてその面積によつて各入に従覧をさせたいと云うふうに考えて居ります。

10番～この地域はほぼ普天間解放地そして新城の解放地、喜友名と続く最も微妙なみような場所で発展の重要な場所でございますので、一目も疊く手がけて置く様な御要望申し上げます。

3番～課長の説明で減歩が3割あるいは3割5分までなるんじゃないかと云うことでございましたが、今問題になつている寄宮ですが、向う自体が2割5分でも高いと云う様なことでやつておるんだが、ああ云う都市地域において、2割5分でも高いと住民がやつておるんだが、地主がやつておるんだが、こつちで末だ家も立たん所のそう云う所で、3割、或は3割5分と云うことになれば、そこは真らなにもせん所は高くつくと云う様なことになるんだが、那覇市の寄宮でやつておる所の都市計画、区線とこちらとの費用の問題、これにおいてどうして住民がそんなに負担をしなればいかなか、その点がはつきりしないので、その点を明らかにしてもらいたい。

建設課長～現在那覇市がやつている、区画整理は、那覇市の繁か街を離れて、ずつと寄宮の奥の方でございす。話しによると3万坪程度と聞いて居りますが、今の寄宮の地域で、2割5分と云う線が話しが進められておると云うふう聞いて居りますが、しかし寄宮の地域と、現在の宜野湾の新城周辺一体の区画整理とは、位置的に違うんじゃないかと、宜野湾における新城と云うものは、都心部に相当するし、向う寄宮の方は末だ山手の方で当るところ云うふうに見ますと、山手の方で2割と云うことは6メートル道路を通すと云うのが基本の様であります。こちらの方では6mじや小さい平均8mは通そうと云うふう計画されております。と云いますのは、6mと云うのは、車一台がすれちがい、せい一杯と云う所であります。電于ユウが立つて居ると結局通りにくいと云う様な状態で、住宅地では車は通つてもらふよりは、通らん方が静かで良いところ云う見地から大体6mを基準にして減歩を打ちだしておる様であります。それからもう一つはその土地の利権が各人売買によつて行われて、筆が小さい様であります。これはもともと持つて居つた所有者の方が分譲した訳でございます。そうする結局3割も取られた場合は非常に費用が出来ないと、30坪を買つた人が

がそれから取られると云うことになる、狭い道にならないと、そういう点もあつて土地の状況も自ら違つて来る訳です。この場合は土地そのものの分譲が少ない割に筆が大きいと云う点からも大いに利殖されるんじゃないかと、それからもう一つは政策と致しまして、商店街と云う意味からおきましては、自から道路も大きく取らなさいかん、減歩もその負担してもらつて、こう云うことが条件になつて、土地の筆が違つてくるんじゃないかと、こう云うふうに考えます。

3 番～これは私、寄寓の例を質問したら、それにお答えした様であります、寄寓においては2割5分でも多いと云うことだが、那覇市全体において、2割5分以上の減歩をやつた例がないし、那覇市はほとんど2割5分どまりでやつておるのだが、そうなつた場合には、那覇市の都市地区は2割5分どまりとまつた所はどう云う關係であるか、

建設課長～那覇市が2割ではございません。実際は3割であります。旧市街地です。3割であります。一律3割で切つて居ります。と云いますのは、旧那覇市の場合には大体市街地、そのものに道路が相当あつた訳であります。そう云う旧道路の不足を負担すると云う意味においては、3割でも行けると、しかしとちらの場合は那覇に秀辰はしつあるけれども、旧道路が少な、いとか、そうすると新しい道路がそのまま土地所有者の負担になると云う場合には、減歩も自ら高くする訳であります。那覇の場合は石門とか、そう云うふうな~~穴~~き通りがあるし、開闢も未だ余路が相当あつた訳でありますので、その那覇市の場合よりは、とちらの方が筆は大きいと、それから整地の方であります、整地工事の場合でも、この起ふくよりも向こうは平担地であつたと、終戦のときにも、すでに平担にされて居ります。この場合は、未だ々整地をしていかなければいけないと認立、土地が出て来る關係上、工事も多くつこう云うふうになつて減歩がある程度は多くかかると云うんじゃないかと、それはあくまでも3割5分と云うのは、現在の状態から見ても、概算そう云う程度は行くんじゃないかと、それが現在の~~穴~~という程度に考えて居られたら良いと思ひます。

10 番～今の3割5分の提供は道路だけですか、それとも工事費を見積つての考えようですか。

建設課長～これは全工事でございまして、それで全工事費ですから、それ以外は徴収しないと云うふうになつて居ります。所が換地の対象になる土地が増換地と当然権利としてもらうべし以上にもらつた場合は、これは徴収があります。しかし正常の場合は徴収はしないと云うのが原則です。もう一つ何しますが、この徴収をした場合の金額であります、一応全地域から徴収はしますが、それだけでまかなえないが亦余つたと、若しくは又政府の補助金がある上に、来て都計道路、~~洞~~部街路も政府の補助金でまかないが出来たと云う場合の余剰金は、その地域内の各地主に又返還する訳でござい

がそれから取られると云うことになる、使い道にならないと、そういう点もあつて土地の状況も自ら違つて来る訳です。この場合は土地そのものの分譲が少ない割に筆が大きいと云う点からも大いに利用されるんじゃないかと、それからもう一つは政策と致しまして、商店街と云う意味からおきましては、自から道路も大きく取らなきやいかん、減歩もその夙り負担してもらつと、こう云うことが条件になつて、土地の筆が違つてくるんじゃないかと、こう云うふうに考えます。

- 3 答～これは私、寄宮の例を質問したら、それにお答えした様であります。寄宮においては2割5分でも多いと云うことだが、那覇市全体において、2割5分以上の減歩をやつた例がないし、那覇市はほとんど2割5分どまりでやつておるんだが、そうなつた場合には、那覇市の都市地区は2割5分どまりとまつた所はどう云う關係であるか、

建設課長～都市部が2割ではございません。実質は3割であります。旧市街地です3割であります。一律3割で切つて居ります。と云いますのは、旧那覇市の場合には大体市街地、そのものに道路が相当あつた訳であります。そう云う旧道路の不足を負担すると云う意味においては、3割でも行けると、しかしこちらの場合は都市に発展はしつつあるけれども、旧道路が少ないと、そうすると新しい道路がそのまま土地所有者の負担になると云う場合には、減歩も自ら高くする訳であります。那覇の場合だと石門とか、そう云うふうな目抜き通りがあるし、周囲も未だ余路が相当あつた訳でありますので、その那覇市の場合よりは、こちらの方が筆は大きいと、それから整地の方であります。整地工事の場合でも、この起ふくよりも向こうは平坦地であつたと、終戦のときにも、すでに平坦にされて居ります。この場合は、未だ々整地をしていかなければいけないと雖立、土地が出て来る關係上、工事も多くつくと云うふうになつて減歩がある程度は多くかかるんじゃないかと、それはあくまでも3割5分と云う減は、現在の状態から見て、概算そう云う程度は行くんじゃないかと、それが現在目録という程度に考えて居られたら良いと思ひます。

- 10 答～今の3割5分の提供は道路だけですか、それとも工事費を見積つての考えようですか。

建設課長～これは全工事でございます。それで全工事費ですから、それ以外は徴収しないと云うふうになつて居ります。所が換地の対象になる土地が増換地と当然権利としてもらうべ以上にもらつた場合は、これは徴収があります。しかし正常の場合は徴収はしないと云うのが原則です。もう一つ何しますか、この徴収をした場合の金銭であります。一応全地域から徴収はしましても、それだけでまかなえないが充分余つたと、若しくは又政府の補助金がある上に来て都計道路、雑部街路も政府の補助金でまかないが出来たと云う場合の余剰金は、その地域内の各地主に又返還する訳でございます。



そうすると、結局補給金がくればそれだけういた分はその地元に金額余った分を配分する。あくまでもそういうこの地域内で自己まかないと云うかつどうにもなつて居ります。

10番～道路だけならば、いわゆる平均100mを基準にして、何分程度要しますか。

建設課長～2割5分程度は行くんじゃないかと云うふうに見ています。

4番～該地域の區画整理について、■下促進中である云う御説明であります。御説明によりますと本年中に終らなまでこぎつけると云うこととありますが、それから整地と云うことになつた場合に何時期の見透してありますが、何時頃か大体受け入れが出来るか、その見透しについてお伺いしたいと思ひます。尚又該地域はおつしやる様な非常に難工事ですが、非常に落差が多くて、その事業も全部困難にぶつかると思ひますが、大体この地立の場合どの程度の埋土が必要であるか、或は又どう云つた様な埋土の概算をもつておられるか、それについて、2点だけ御説明願ひます。

建設課長～受け入れ体制の時期であります。これは縦だんの結果によつて尚はつきりすると思ひますが、今の所縦だんが終らないまま、いわば土地調査のものが完全に行なわなければ、その時期も確定は出来ないと云います。と云いますのは土地そのものが不安定で整地をしたり換地をししたりすると云うことになる。二重に手間をとり、一応は地城調査の確定を見てから、確実な計画を立てて行きたいと思つて居ります。それからもう1点、現在の地城は大体4m位深い所で埋土が来るんじゃないかと思つて居ります。と云いますのは5号線が高いと云う点と、それから周辺が大体高いと云う点から深い所で4m位整地の必要があると、平均して3m程度は埋土をもつて来る必要があると、こう云うふうに見て居ります。それでこの地立に要する土さ、これは出来るだけ周辺から地主の了解を得て両方かみ合した所の高い所はけずし、低い所は埋土と云うふうにして行きたいと云うふうで考へて居ります。

議長～本日の日程は全部終了しましたので、これをもつて本日の会議は終ることに致します。尚明日は日曜日でありますので休会して次回は9月30日午前10時より再開することに致します。

議長～散会(午後4時53分)

そうすると、結局補助金がくればそれだけういた分はその地元に  
全額余った分を配分する。あくまでもそういうこの地域内で自己  
まかないと云うかつころにもなつて居ります。

10番～道路だけならば、いわゆる平均100mmを基準にして、何分程度要  
しますか。

建設課長～2割5分程度は行くんじゃないかと云うふうに見ています。

4番～該地域の区画整理について、目下促進申であると云う御説明であ  
りますが、御説明によりますと本年中に縦だんまでこぎつけると  
云うことでありますが、それから整地と云うことになつた場合に  
時期の見透してありますが、何時頃から大体受け入れが出来る  
か、その見透しについてお伺いしたいと思います。尚又該地域  
はおつしやる様な非常に難工事ですが、非常に落差が多くて、そ  
の事業も全部困難にぶつかると思いますが、大体この埋立の場合  
どの程度の埋立が必要であるか、或は又どの云つた様な埋土の構  
想をもつておられるか、それについて、2点だけ御説明願います

建設課長～受け入体制の時期であります。これは縦だんの結果によつて  
尚はつきりすると思いますが、今の所縦だんが終らないまま、い  
わば土地調査のものが完全に行わなければ、その時期も確答は  
出来ないと思えます。と云いますのは土地そのものが不安定で整  
地をしたり換地をしたりすると云うことになる。二重に手間を  
取るし、一応は地域調査の確定を見てから、確実な計画を立てて  
行きたいところ思つています。それからもう1点、現在の地域は  
大体4m位深い所で埋土が来るんじゃないかと思つております。  
と云いますのは5号線が高いと云う点と、それから周辺が大体高  
いと云う点から深い所で4m位整地の必要があると、平均して3  
m程度は埋土をもつて来る必要があると、こう云うふうに見て居  
ります。それでこの埋立に要する土さ、これは出来るだけ周辺か  
地主の了解を得て両方かみ合した所の高い所はけずるし、低い所  
は埋蓋ると云うふうにして行きたいところ云うふうを考えており  
す。

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これをもつて本日の会議  
は終ることに致します。尚明日は日曜日でありますので休会して  
次回は9月30日午前10時より再開することに致します。

議長～散会(午後4時53分)